

神 栖 市
子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

神 栖 市

はじめに



現在、わが国は、社会経済の根幹を揺るがしかねない「少子化危機」とも言うべき状況に直面しています。少子化は、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担増加、経済や市場の規模の縮小や経済成長率の低下など、多大な影響を及ぼします。安心して子どもを育てたいという希望を叶え、少子化の流れを変えていくことは、地方にとっても取り組まなければならない喫緊の課題です。

市では、これまで、少子化対策として「神栖市次世代育成支援地域行動計画」により総合的な施策を推進してまいりましたが、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の本格施行にあわせて、「神栖市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。新たな計画では、地域のニーズを踏まえ、幼児教育・保育・子育て支援をさらに充実させ、計画的に推進することにより、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備していきます。

子どもは社会の希望であり、未来の力です。子どもが健やかに育つことができる社会を実現するために、本計画に基づき取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり貴重なご意見やご指導をいただきました「神栖市子ども・子育て会議」の委員の皆様や多くの市民の方々、関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

神栖市長 保立一男

目 次

第 1 章 計画策定にあたって.....	1
第 1 計画策定の背景と目的	1
第 2 計画の期間	1
第 3 計画の位置づけ	1
第 4 計画の策定体制	2
第 5 子ども・子育て支援制度の概要	2
1 教育・保育の給付.....	2
2 認定の区分.....	3
3 給付の区分.....	3
4 地域子ども・子育て支援事業.....	4
第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	7
第 1 本市の現状	7
1 人口構成.....	7
2 出生数・合計特殊出生率.....	9
3 児童数の予測.....	10
第 2 利用希望把握調査の概要	12
1 調査の実施概要.....	12
2 就学前児童調査結果の概要.....	14
3 就学児童調査結果の概要.....	21
第 3 章 計画の基本的な考え方.....	25
第 1 計画の基本理念	25
第 2 教育・保育提供区域	25
1 教育・保育提供区域の考え方.....	25
2 教育・保育事業の提供区域.....	26
3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域.....	29
第 3 計画の構成	29

第4章 計画の内容	31
第1 教育・保育の量の見込みと提供体制	31
1 教育・保育施設（幼稚園，保育所等）の利用状況	31
2 教育・保育提供区域別の推計人口	35
3 各教育・保育施設の認定区分ごとの「利用定員」の予定	39
4 教育・保育事業の確保方策の考え方	41
第2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	42
1 利用者支援事業	43
2 時間外保育事業（延長保育事業）	44
3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	45
4 子育て短期支援事業	50
5 乳児家庭全戸訪問事業	51
6 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワークの強化事業	52
7 地域子育て支援拠点事業	53
8 一時預かり事業	54
9 病児保育事業	56
10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	57
11 妊婦健康診査	58
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	59
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	59
第3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進	60
1 幼稚園及び保育所の認定こども園への移行促進・普及	60
2 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進	60
第4 育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援	60
第5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	61
1 児童虐待防止対策の充実	61
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	61
3 障がい児施策の充実等	61

第6	子育てと仕事の両立支援	62
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及	62
2	仕事と子育ての両立のための基盤整備	62
第7	放課後児童対策の強化	62
第5章	計画の推進	65
第1	進行管理	65
第2	子育て支援事業の検討体制	65
第3	総合計画との関連項目	66
資料		69
第1	策定経過	69
第2	神栖市子ども・子育て会議設置条例	70
第3	神栖市子ども・子育て会議委員名簿	72
第4	用語説明	73
第5	幼稚園・保育所（認定こども園）等における実施事業一覧	77
第6	幼稚園，認定こども園，保育所，小・中学校，児童館一覧	79

第1章 計画策定にあたって

第1 計画策定の背景と目的

本市は平成22年3月に「神栖市次世代育成支援地域行動計画後期計画（平成22年度～平成26年度）」を策定し、総合的に子育て支援を推進してきました。

子ども・子育て支援法等の制定（平成24年8月）により、子ども・子育て支援の新たな制度が創設され、本市においても、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供することとなりました。

このため、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育事業、就学前児童の一時預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、乳児家庭全戸訪問事業などの子育て支援の事業について、各事業の量を見込み、その提供体制を確保し、これらを計画的に推進していくため、本計画を策定するものです。

第2 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画です。

なお、計画期間中に制度の変更や社会状況の変化などにより、計画に修正が必要な状況等が生じた場合には見直しを行います。

第3 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、「神栖市総合計画」の部門別計画として位置付けるとともに、市の関連計画との整合性を図り策定するものです。

第4 計画の策定体制

計画の策定にあたり、「神栖市子ども・子育て会議」による審議を行うとともに、子育て家庭への利用希望把握調査を実施しました。

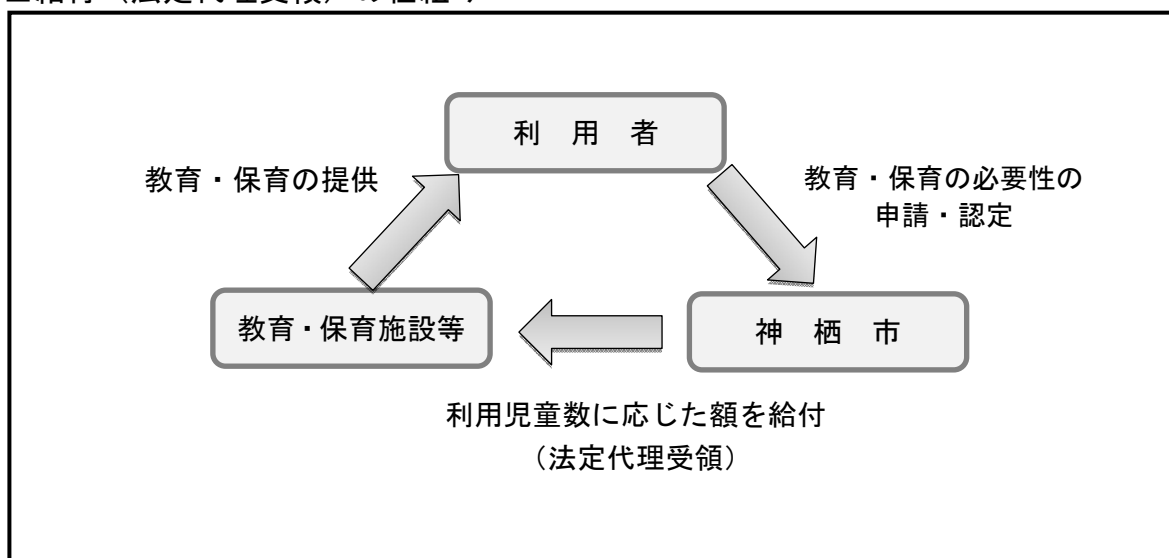
また、計画に多くの市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

第5 子ども・子育て支援制度の概要

1 教育・保育の給付

子ども・子育て支援制度では、幼稚園・認定こども園・保育所、小規模保育等のいずれの施設を利用した場合でも、共通の仕組み（「施設型給付」及び「地域型保育給付」）により公費の対象となり、法定代理受領という方法で市が直接施設等に給付費を支払います。

■給付（法定代理受領）の仕組み



2 認定の区分

認定は、市が子どもの年齢や保育の必要性に応じて3つの区分に認定し、認定の区分により利用できる施設等が異なります。

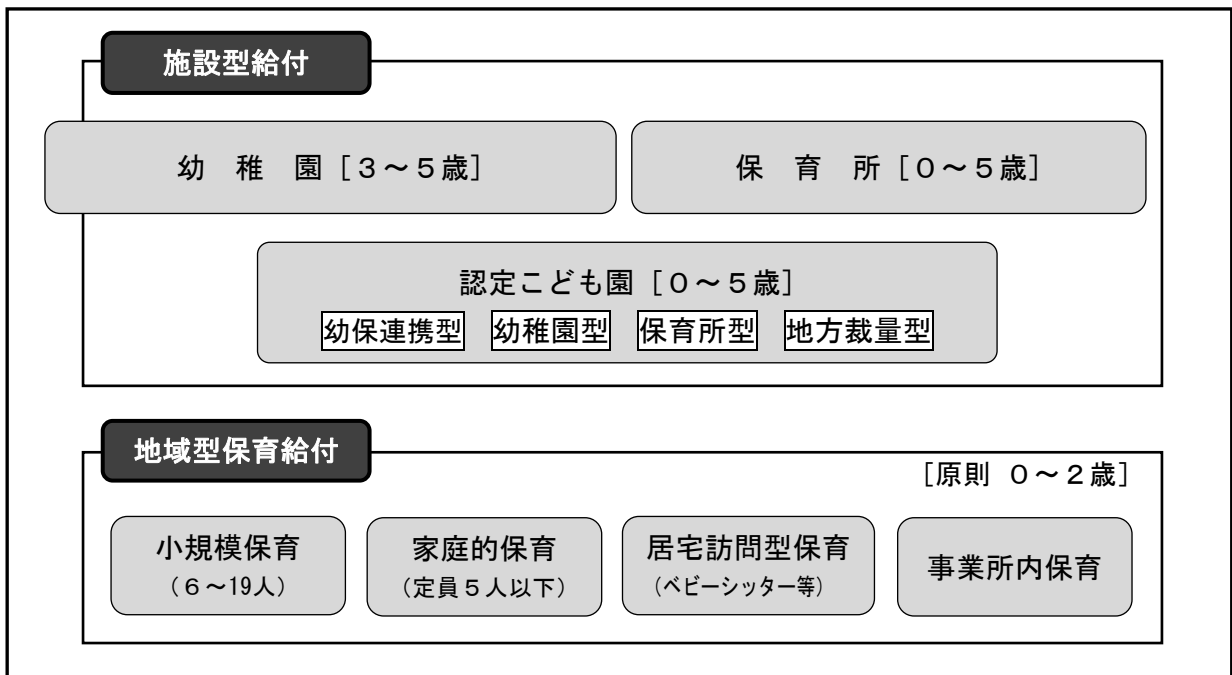
■認定区分

区分	対 象		利用する教育・保育
1号認定 (教育のみ)	3歳以上	幼稚園等の利用を希望する方	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能）
2号認定 (保育の必要性あり)	3歳以上	就労など、保育の必要な事由に該当し、保育所等の利用を希望する方	保育所 認定こども園（保育所機能）
3号認定 (保育の必要性あり)	0～2歳		保育所 認定こども園（保育所機能） 地域型保育

3 給付の区分

幼稚園，保育所，認定こども園は「施設型給付」，小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育は「地域型保育給付」となります。

■施設型給付と地域型保育給付の区分



4 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、全ての子どもの健やかな成長のために、適切な環境を確保するため市町村が地域の実情に応じて実施するもので、子ども及び子どもの保護者への支援として、次の事業があります。

- 1 利用者支援事業
- 2 時間外保育事業（延長保育事業）
- 3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 4 子育て短期支援事業
- 5 乳児家庭全戸訪問事業
- 6 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 7 地域子育て支援拠点事業
- 8 一時預かり事業
- 9 病児保育事業
- 10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 11 妊婦健康診査
- 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

◀参考▶ ■ 子ども・子育て支援の意義 ■

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、子ども・子育て支援の意義は次のように示されています。

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

『子ども・子育て支援新制度について』平成26年4月 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室より



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第1 本市の現状

1 人口構成

総人口は、平成22年の91,921人から平成26年の92,460人へと539人の増加となっていますが、今後の推計では、平成29年の92,674人から平成31年の92,609人へと65人の緩やかな減少が見込まれます。

0～14歳の年少人口は、平成22年の14,812人から平成26年の14,075人へと737人の減少となっており、今後の推計においても、平成27年の13,831人から平成31年の12,941人へと890人の減少が見込まれます。

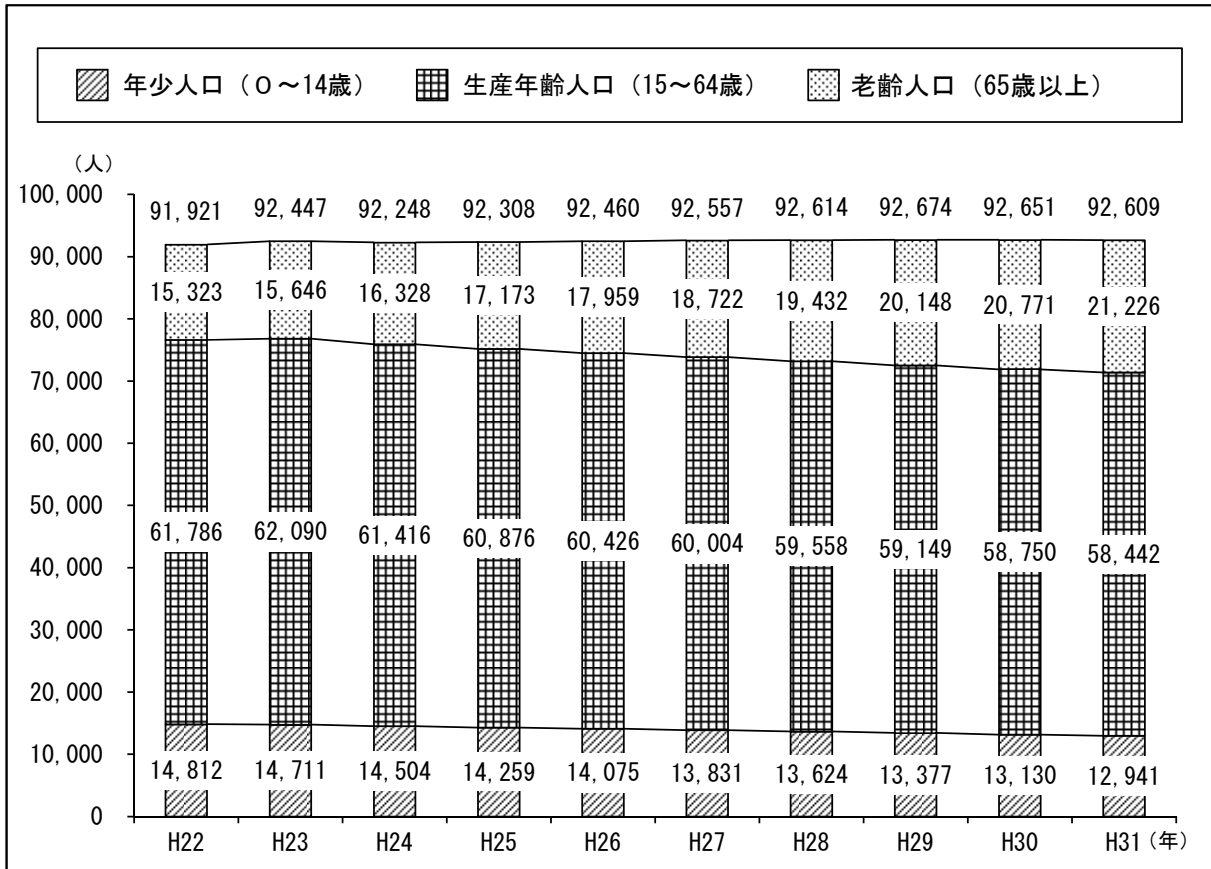
15～64歳の生産年齢人口は、平成22年の61,786人から平成26年の60,426人へと1,360人の減少となっており、今後の推計では、平成27年の60,004人から平成31年の58,442人へと1,562人の減少が見込まれます。

一方、65歳以上の高齢人口は、平成22年の15,323人から平成26年の17,959人へと2,636人の増加となっており、今後の推計では、平成27年の18,722人から平成31年の21,226へと2,504人の増加が見込まれており、少子高齢化の進行が依然として進んでいることがうかがえます。



■総人口の推移と今後の見込み（平成26年2月推計）

各年4月1日現在



資料：住民基本台帳人口，母の年齢別出生数，平成24年簡易生命表

推計方法：コーホート要因法（同じ年に生まれた集団の出生・死亡，転入・転出による人口変動要因を算出し，それをもとに将来人口を推計する方法）

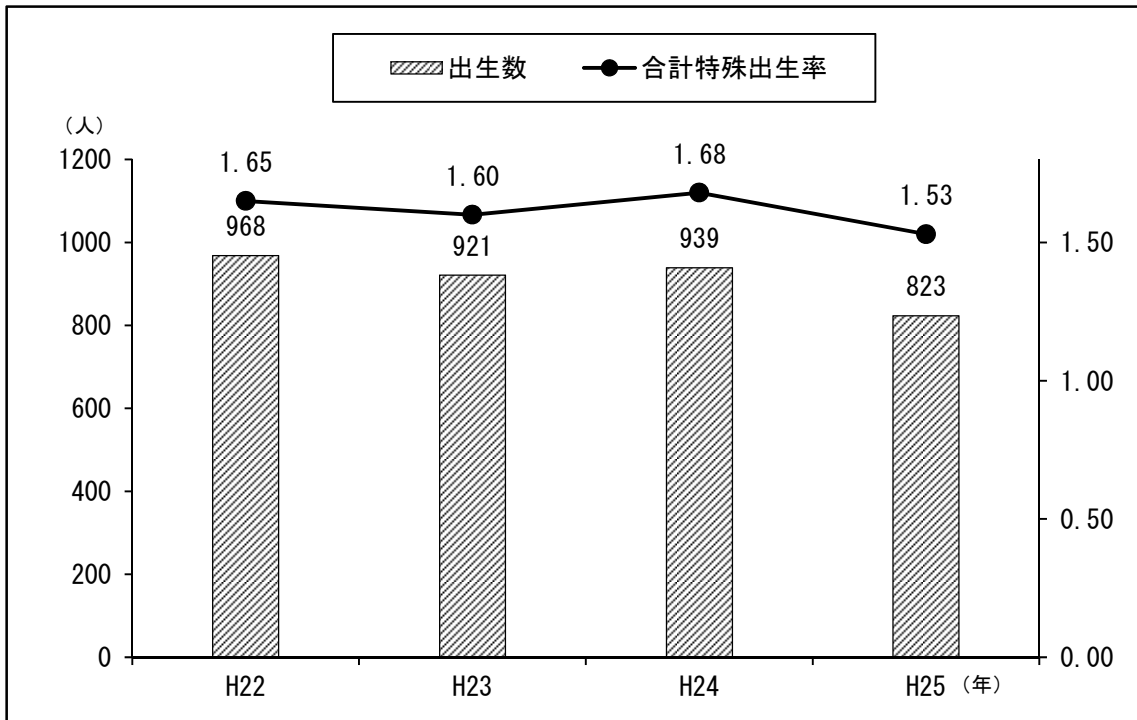


2 出生数・合計特殊出生率

出生数は、例年900人台で推移していましたが、平成25年は前年に比べ116人減少し、900人を割り込む823人となっています。

また、神栖市の合計特殊出生率は、国や県よりも高い値で推移しています。

■出生数と合計特殊出生率の推移



■合計特殊出生率の比較

年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
国	1.39	1.39	1.41	1.43
県	1.44	1.39	1.41	1.42
本市	1.65	1.60	1.68	1.53

資料：合計特殊出生率はこども課調べ

合計特殊出生率：出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。

3 児童数の予測

0歳から5歳の人口は、平成26年までの過去5年間で479人が減少し、今後の5年間においても、376人の減少が予測されます。

6歳から11歳の人口は、平成26年までの過去5年間で359人が減少し、今後の5年間においても、255人の減少が予測されます。

■人口の推移・推計値

各年4月1日現在

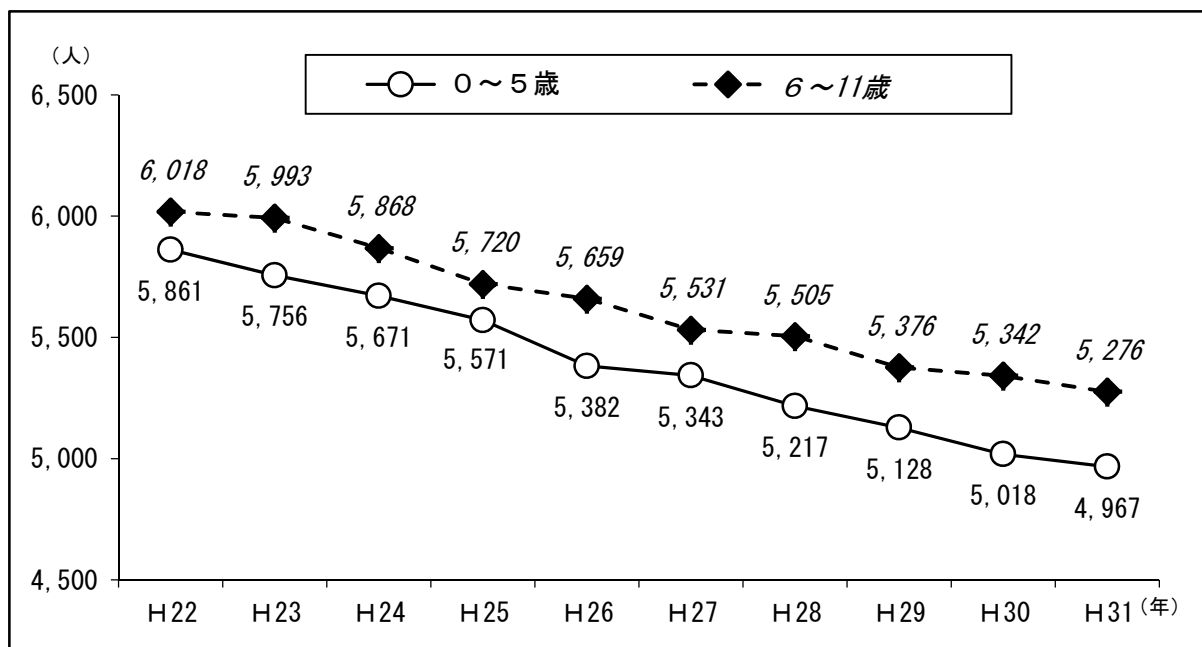
区分	実績値					推計値				
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	993	943	914	846	784	858	842	826	815	799
1歳	986	994	935	934	866	887	868	852	835	821
2歳	1,013	972	972	921	912	848	877	859	843	825
3歳	905	987	970	952	900	908	832	862	843	828
4歳	956	908	982	966	973	903	906	832	861	843
5歳	1,008	952	898	952	947	939	892	897	821	851
0-5歳計	5,861	5,756	5,671	5,571	5,382	5,343	5,217	5,128	5,018	4,967
6歳	961	1,003	920	872	952	938	922	878	882	807
7歳	1,012	948	1,002	908	886	928	932	916	871	875
8歳	1,037	1,005	945	998	893	860	923	926	911	864
9歳	992	1,037	1,005	930	992	900	856	919	921	908
10歳	1,016	981	1,020	995	937	985	890	848	912	913
11歳	1,000	1,019	976	1,017	999	920	982	889	845	909
6-11歳計	6,018	5,993	5,868	5,720	5,659	5,531	5,505	5,376	5,342	5,276
0-11歳計	11,879	11,749	11,539	11,291	11,041	10,874	10,722	10,504	10,360	10,243

資料：住民基本台帳人口，母の年齢別出生数，平成24年簡易生命表

推計方法：コーホート要因法（同じ年に生まれた集団の出生・死亡，転入・転出による人口変動要因を算出し，それをもとに将来人口を推計する方法）

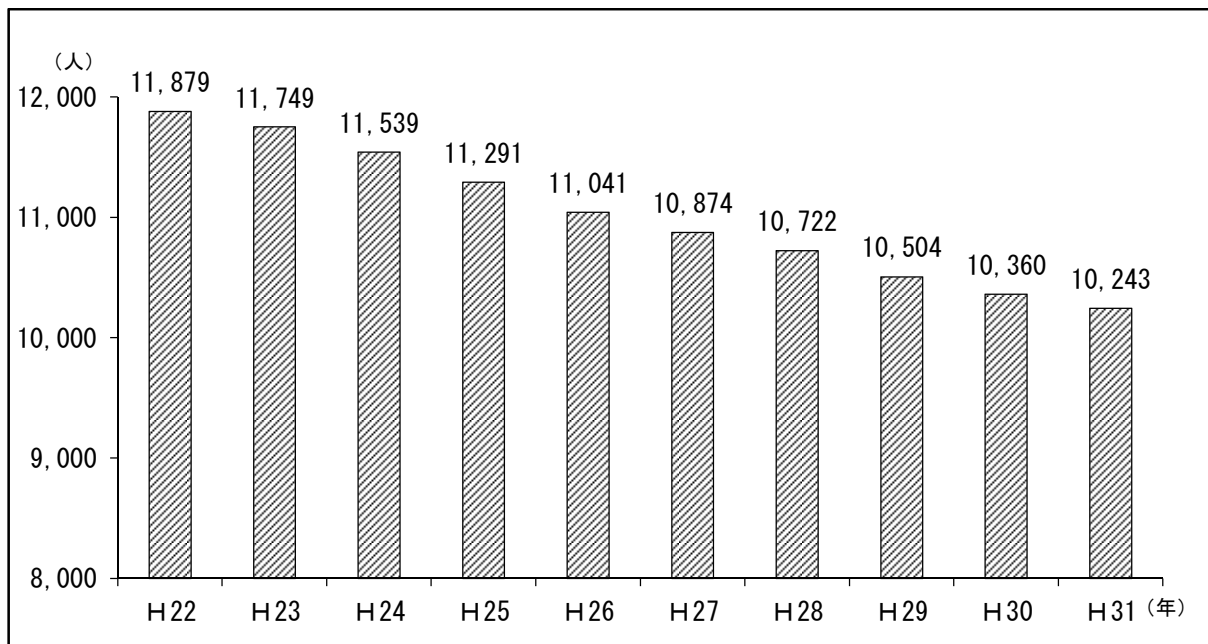
■ 0～5歳人口、6～11歳人口の推移・推計

各年4月1日現在



■ 0～11歳人口の推移・推計

各年4月1日現在



資料：住民基本台帳人口，母の年齢別出生数，平成24年簡易生命表

推計方法：コーホート要因法（同じ年に生まれた集団の出生・死亡，転入・転出による人口変動要因を算出し，それをもとに将来人口を推計する方法）

第2 利用希望把握調査の概要

1 調査の実施概要

この調査は、平成27年度からの「神栖市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、保育所、幼稚園及び放課後児童クラブなどの利用状況及び今後の利用意向などを把握するため、就学前児童調査（0～5歳）、就学児童調査（6～11歳）を実施しました。

(1) 調査地域・・・本市内

(2) 調査対象・・・就学前児童、就学児童がいる世帯

(3) 対象数・・・①就学前児童がいる世帯 1,800世帯
②就学児童がいる世帯 1,800世帯

(4) 調査方法・・・郵送配布、郵送回収、お礼状の送付

(5) 調査期間・・・平成25年10月18日～平成25年10月31日
お礼状の発送 平成25年11月1日

(6) 調査内容・・・①基本属性
②家族状況
③保護者の就労状況・今後の就労意向
④教育・保育事業の利用状況・利用意向
⑤子育て支援事業の利用状況・利用意向
⑥子育てと就労の両立支援
⑦子育て環境

(7) 調査の実施結果

就学前児童調査は、1,800世帯に実施し、回収票数が1,043票、回収率は57.9%となりました。

就学児童調査は、1,800世帯に実施し、回収票数が1,006票、回収率は55.9%となりました。

■調査区分別対象数、回収票数、回収率

調査区分	対象数	回収票数	回収率
①就学前児童調査	1,800世帯	1,043票	57.9%
②就学児童調査	1,800世帯	1,006票	55.9%



2 就学前児童調査結果の概要

(1) 保護者の就労状況

① 母親の就労状況

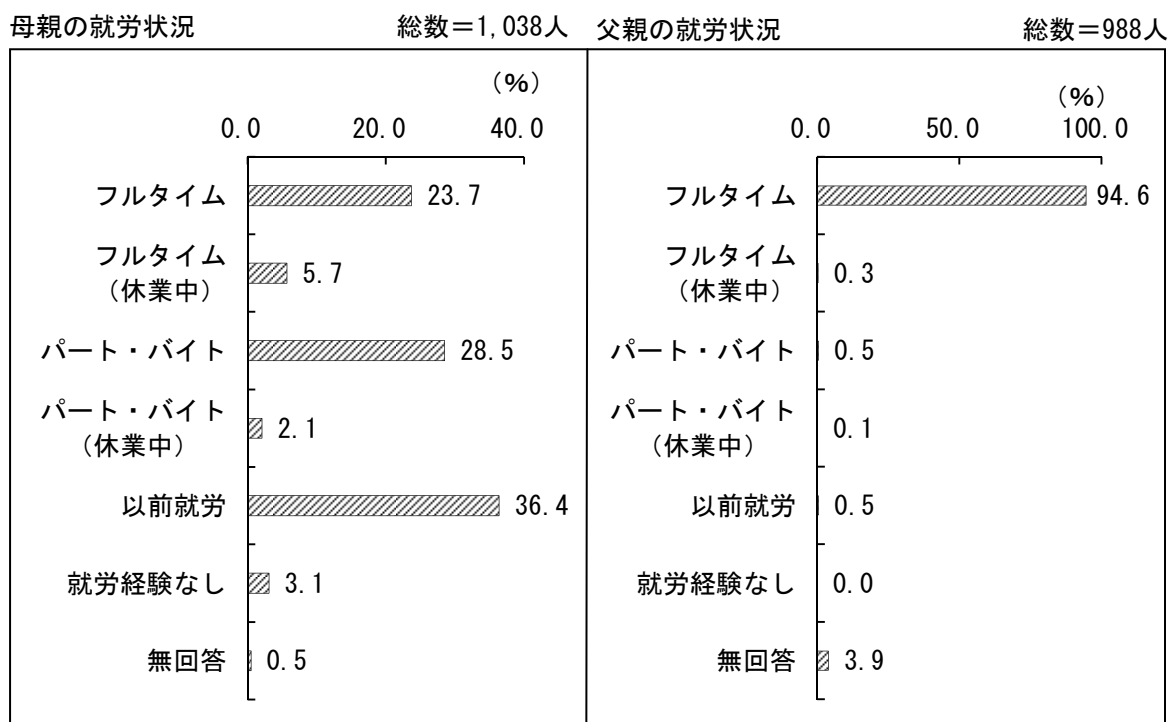
「フルタイム」が23.7%、「フルタイム（育児休業中）」が5.7%、「パート・アルバイト」が28.5%、「パート・アルバイト（育児休業中）」が2.1%であり、育児休業中も含め働いている母親が60.0%となっています。

パート・アルバイトで働いている母親（318人）のうち、フルタイムへの転換の意向は、「フルタイムへの転換見込みあり」の10.4%、「フルタイムへの転換見込みなし」の28.9%を合わせ39.3%となっています。また、「パート・アルバイト継続希望」が46.2%となっています。

現在就労していない母親（410人）のうち、「1年以内に就労希望」は31.2%、「1年より先に就労希望」は42.7%であり、いずれ働きたいという意向が73.9%となっています。

② 父親の就労状況

「フルタイム」（育児休業中含む）や「パート・アルバイト」（育児休業中含む）を合わせ、働いている割合は95.5%となっています。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

①利用状況

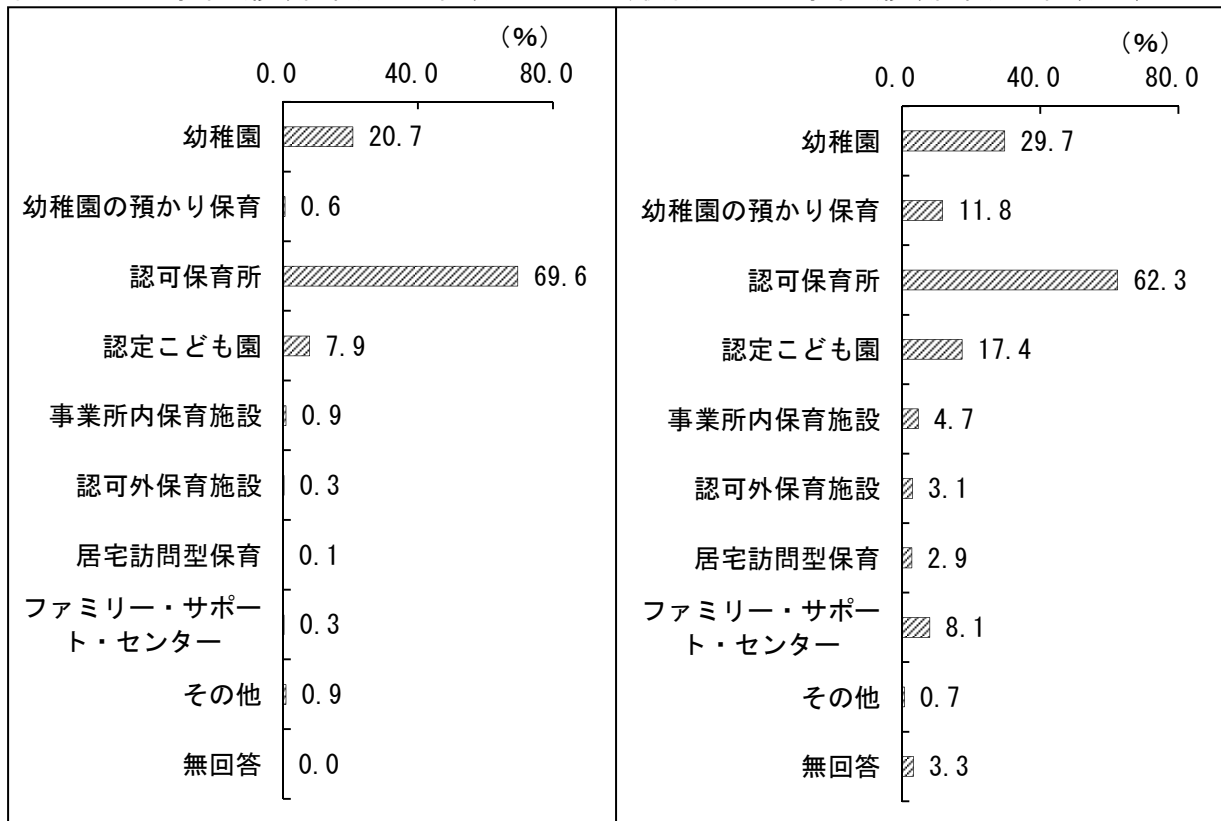
現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を「利用している」のは65.4%となっています。

利用している事業（682人）は、「認可保育所」が69.6%、「幼稚園」が20.7%、「幼稚園の預かり保育」が0.6%、「認定こども園」が7.9%となっています。

②今後利用したい教育・保育事業

今後「定期的に」利用したい事業は、「認可保育所」が62.3%、「幼稚園」が29.7%、「幼稚園の預かり保育」が11.8%、「認定こども園」が17.4%となっています。

利用している事業（複数回答） 総数=682人 今後利用したい事業（複数回答） 総数=1,043人



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

①地域子育て支援センター等の利用状況

現在の「地域子育て支援センター」の利用は8.1%（月平均3.8回）,「児童センター等」の利用は36.6%（月平均3.7回）であり,地域子育て支援センターまたは児童センター等の利用合計は38.5%（月平均4.2回）となっています。

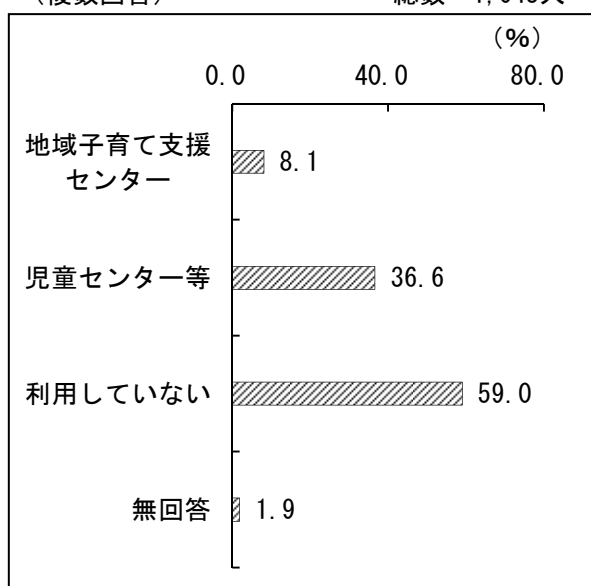
②地域子育て支援センター等の今後の利用意向

今後は「利用していないが,今後利用したい」が26.8%（月平均4.0回）,「今後利用日数を増やしたい」が18.9%（月平均4.7回）であり,「新たに利用しない,日数は増やさない」は47.0%となっています。

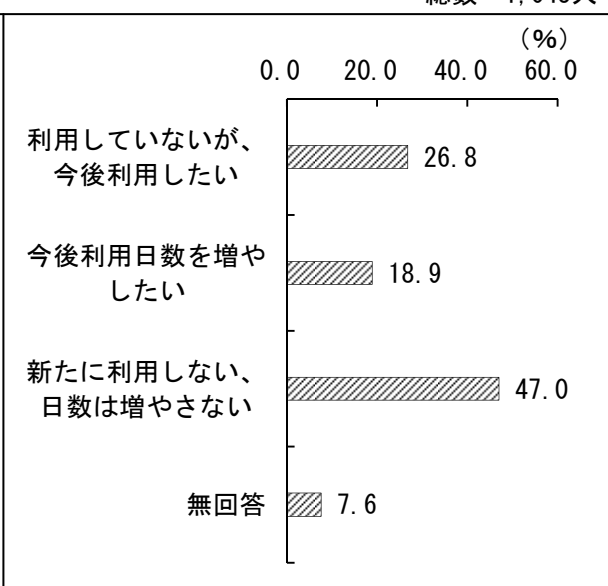
③今後の利用希望

現在の利用状況及び今後の利用希望を合わせ,今後,地域子育て支援センター及び児童センター等を利用したいとの意向は59.9%（月平均5.5回）となっています。

地域子育て支援センター等の利用状況
(複数回答) 総数=1,043人



地域子育て支援センター等の今後の利用意向
総数=1,043人



(4) 病気の際の対応について（平日の教育・保育事業利用者のみ）

① 病気やケガ等で通常の事業が利用できなかったこと、対処方法

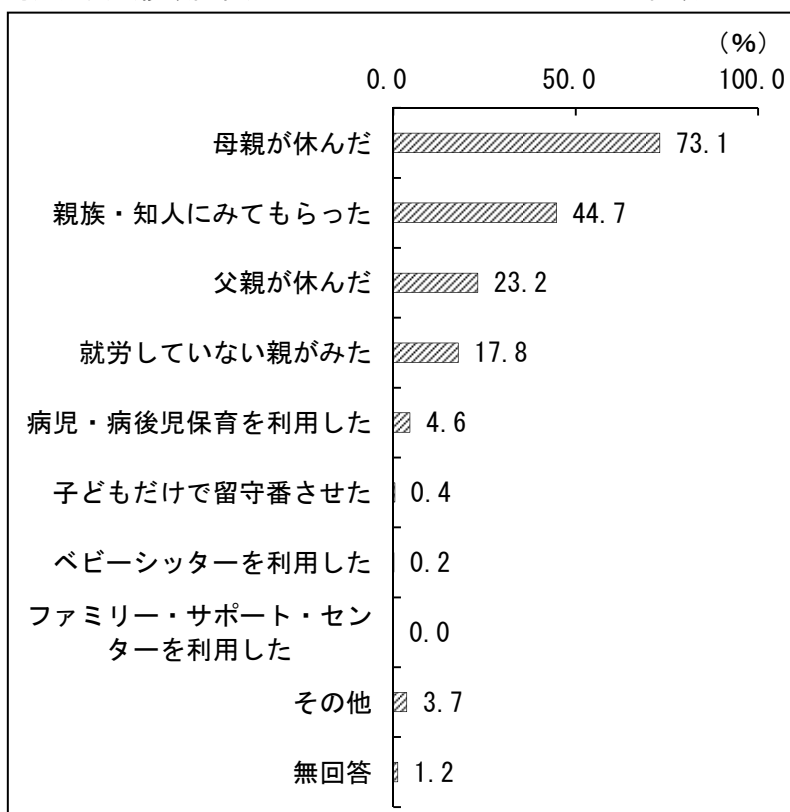
平日の定期的な教育・保育の事業を利用している（682人）場合、この1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」のは75.8%となっています。

その際の対処方法（517人）は、「母親が休んだ」が73.1%（年平均9.8日）で最も高く、次いで「親族・知人にみてもらった」が44.7%（年平均8.0日）、「父親が休んだ」が23.2%（年平均3.4日）となっています。

② 病児・病後児の保育施設の利用意向

「母親が休んだ」または「父親が休んだ」と回答した方（389人）において、病児・病後児の保育施設を「できれば利用したい」が39.1%であり、利用希望年平均日数は8.0日となっています。

子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった時の
対処方法（複数回答） 総数=517人



(5) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

①一時預かり等の利用状況

私用，親の通院，不定期の就労等の目的で一時預かり等を利用しているのは，「幼稚園の預かり保育（不定期）」が3.4%（年平均10.7日），「保育所の一時的預かり」が2.8%（年平均12.4日）となっています。

②一時預かり等の利用意向

私用，親の通院，不定期の就労等の目的で，一時預かり等を「利用したい」のは34.2%となっています。

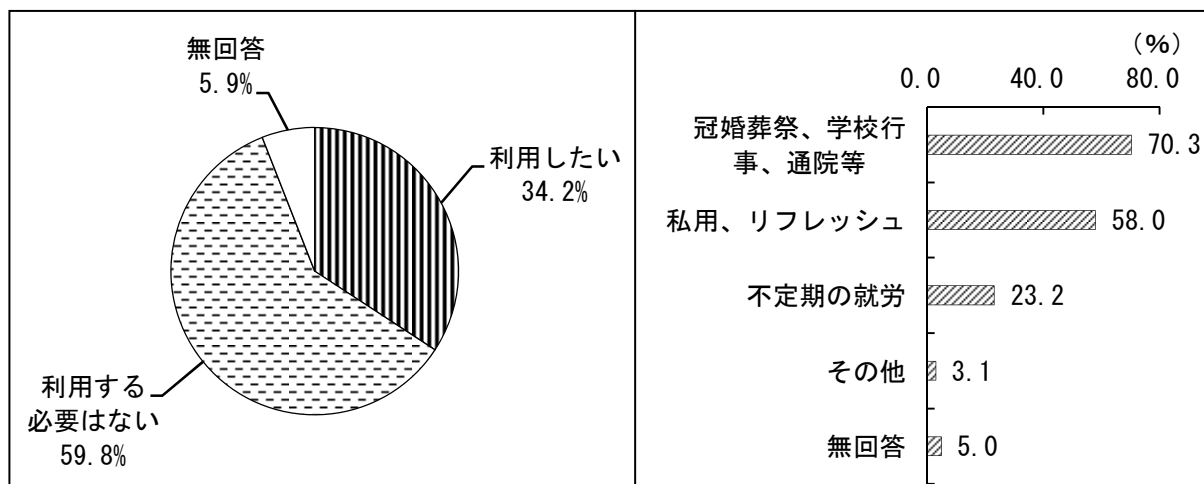
利用目的（357人）は，「冠婚葬祭，学校行事，子どもや親の通院等」が70.3%（年平均8.0日），「私用，リフレッシュ目的」が58.0%（年平均9.6日），「不定期の就労」が23.2%（年平均14.5日）となっています。

③宿泊を伴う一時預かり等の状況

この1年間に，保護者の用事（冠婚葬祭，保護者・家族の病気など）により，子どもを泊りがけで家族以外にみてもらうことが「あった」のは18.4%となっています。

対処方法（192人）は，「親族・知人にみてもらった」が85.4%（年平均6.3泊），「子どもを同行させた」が18.2%（年平均2.7泊）となっています。

一時預かりの利用希望 総数=1,043人 一時預かりの利用目的（複数回答）総数=357人

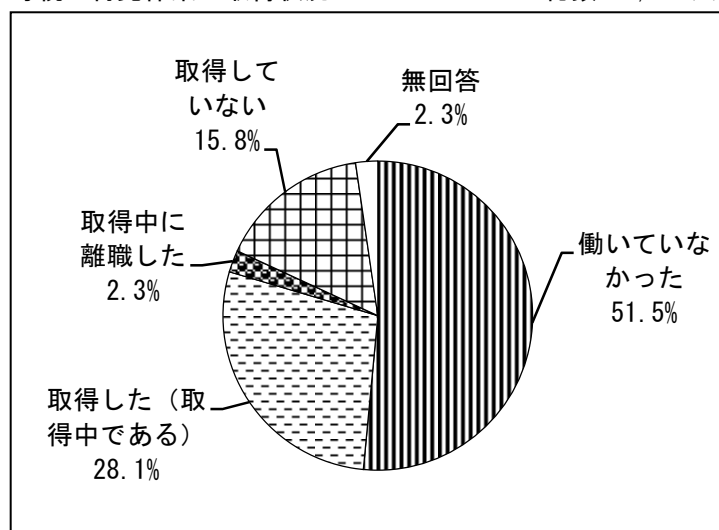


(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

①育児休業の取得状況

育児休業を「取得した（取得中である）」のは、母親が28.1%、父親が2.6%であり、母親では育児休業を「取得中に離職した」が2.3%となっています。

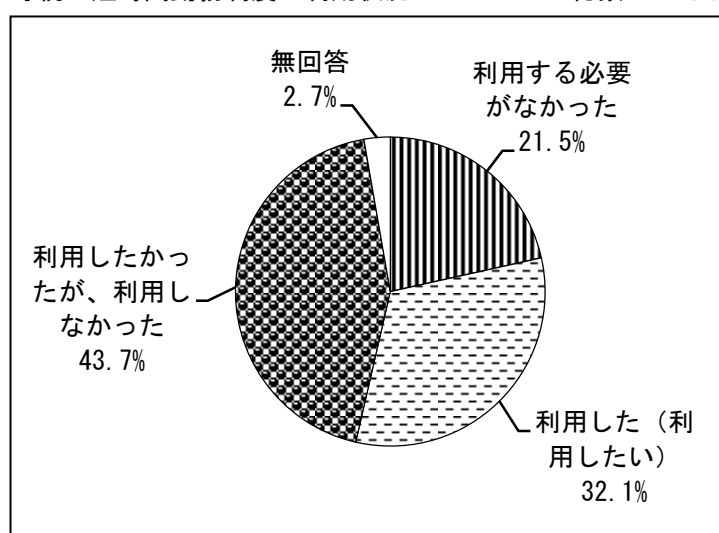
母親の育児休業の取得状況 総数=1,043人



②短時間勤務制度の利用状況

育児休業を「取得した（取得中である）」母親（293人）の場合、短時間勤務制度を「利用した（利用したい）」のは32.1%であり、「利用したかったが、利用しなかった」が43.7%、「利用する必要がなかった」が21.5%となっています。

母親の短時間勤務制度の利用状況 総数=293人

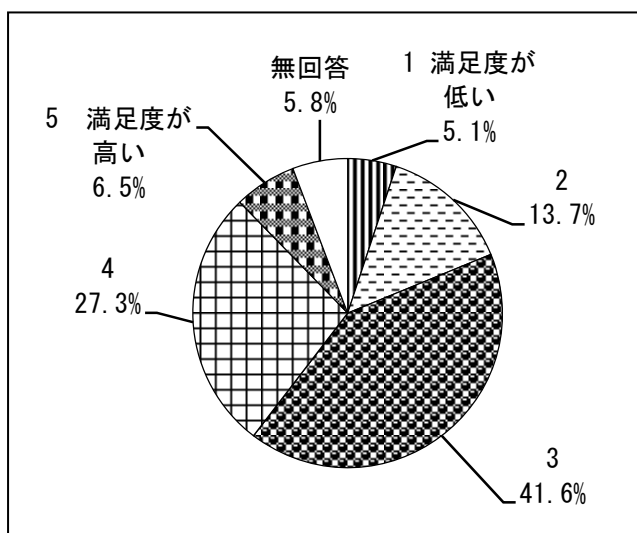


(7) 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援について

①子育ての環境や支援の満足度

地域における子育ての環境や支援の満足度は、回答構成を下表により点数化したところ3.17点となり、就学児童調査（2.96点）よりもやや高くなっています。

子育て支援に関する満足度 総数=1,043人



■点数化の算出

選択肢	1 満足度が低い	2	3	4	5 満足度が高い	無回答	合計
点数 (a)	1	2	3	4	5	—	
構成比：% (b)	5.1	13.7	41.6	27.3	6.5	5.8	94.2 (d)
(c) = (a) × (b)	5.1	27.4	124.8	109.2	32.5	—	299.0 (e)
					(e) ÷ (d) =		3.17

3 就学児童調査結果の概要

(1) 保護者の就労状況

①母親の就労状況

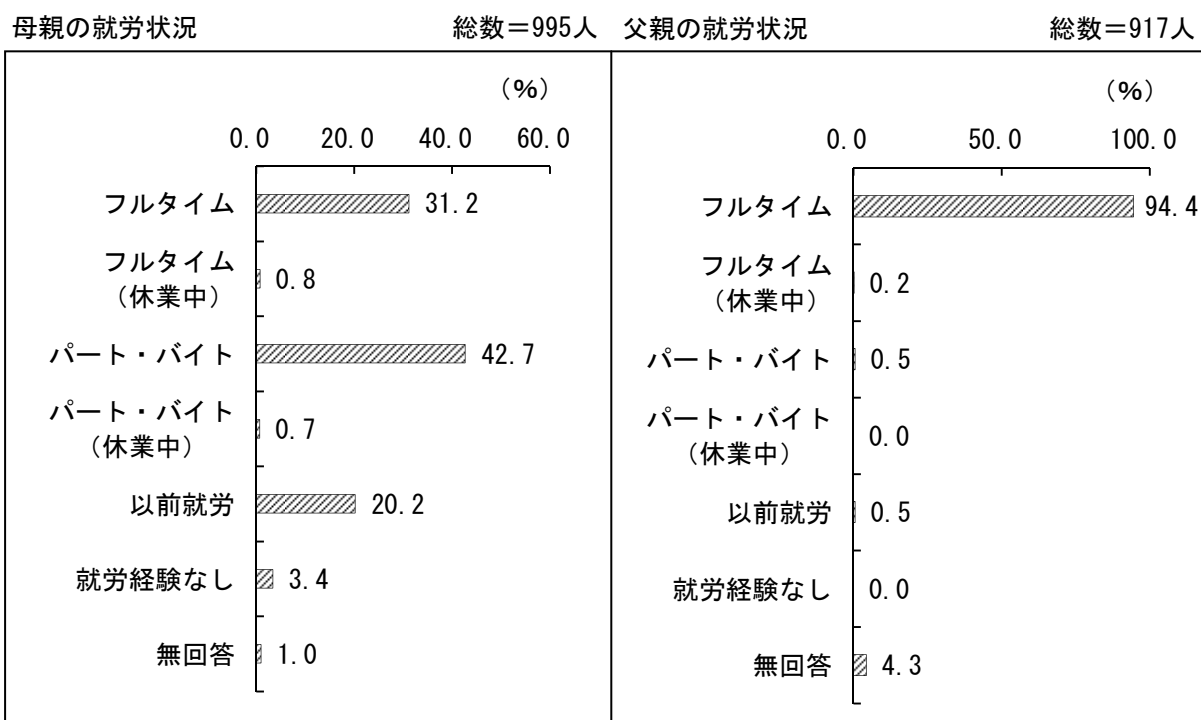
「フルタイム」が31.2%、「フルタイム（育児休業中）」が0.8%、「パート・アルバイト」が42.7%、「パート・アルバイト（育児休業中）」が0.7%であり、育児休業中も含め働いている母親が75.4%となっています。

パート・アルバイトで働いている母親（432人）のうち、フルタイムへの転換の意向は、「フルタイムへの転換見込みあり」の6.0%、「フルタイム転換見込みなし」の24.5%を合わせ30.5%となっています。また、「パート・アルバイトで継続希望」が60.2%となっています。

現在就労していない母親（235人）のうち、「1年以内に就労希望」が35.7%、「1年より先に就労希望」が23.8%であり、いずれ働きたいという意向が59.5%となっています。

②父親の就労状況

「フルタイム」や「パート・アルバイト」を合わせ、働いている割合は95.1%となっています。



(2) 放課後等の過ごし方について

①現在の放課後の過ごし方

現在の放課後(平日の下校後)の過ごし方は、「自宅」が80.2%、「習い事」が51.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」が22.6%、「放課後児童クラブ」が14.7%となっています。

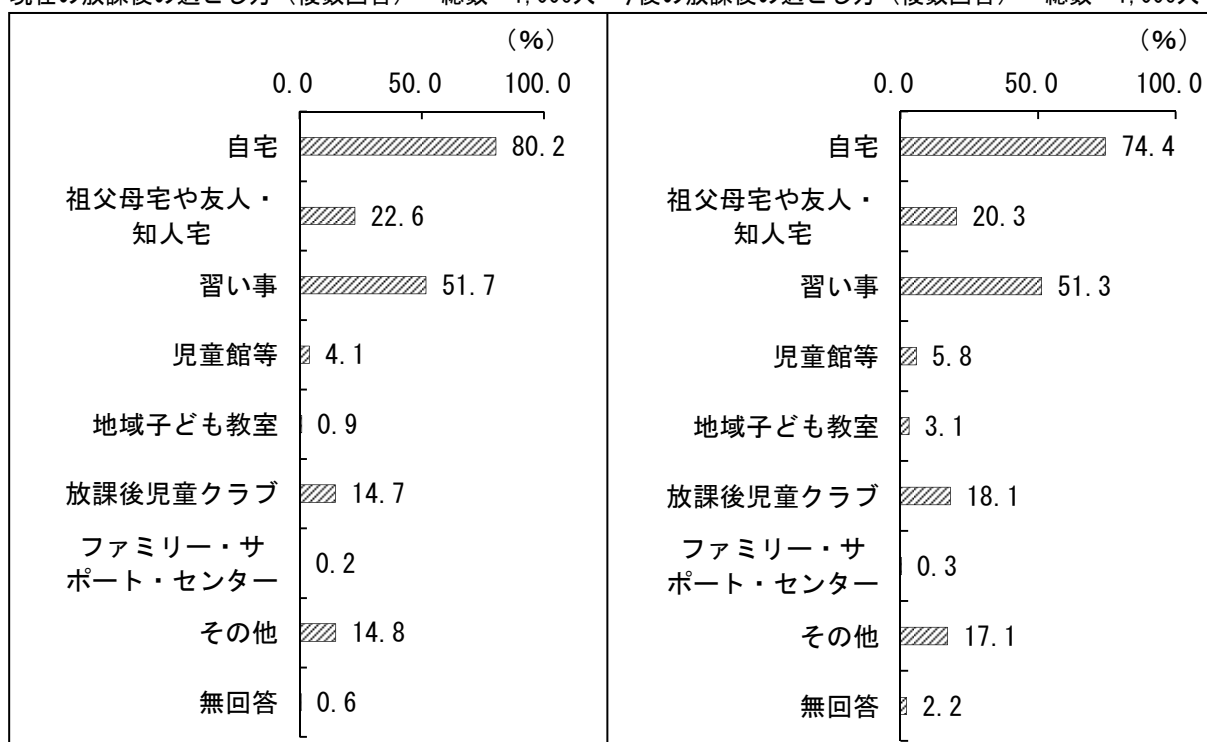
「放課後児童クラブ」(148人)の1週あたりの利用平均日数は4.5日、利用時間は「～17時00分」が31.1%、「～17時30分」が29.7%、「～18時00分」が27.7%となっています。

②今後の放課後の過ごし方

今後の放課後(平日の下校後)の過ごし方は、「自宅」が74.4%、「習い事」が51.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」が20.3%、「放課後児童クラブ」が18.1%であり、「放課後児童クラブ」は現在の利用状況よりも3.4ポイント高くなっています。

「放課後児童クラブ」の1週あたりの利用希望平均日数は4.3日、利用希望時間は「～17時00分」が28.0%、「～17時30分」が22.5%、「～18時00分」が29.1%となっています。

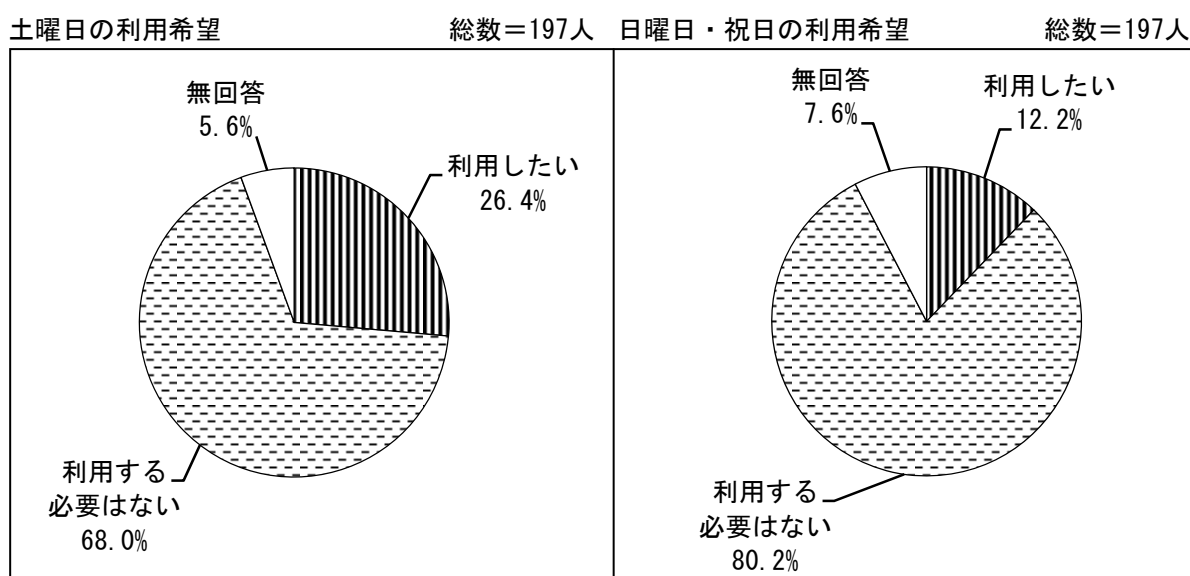
現在の放課後の過ごし方(複数回答) 総数=1,006人 今後の放課後の過ごし方(複数回答) 総数=1,006人



③土曜日と日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望

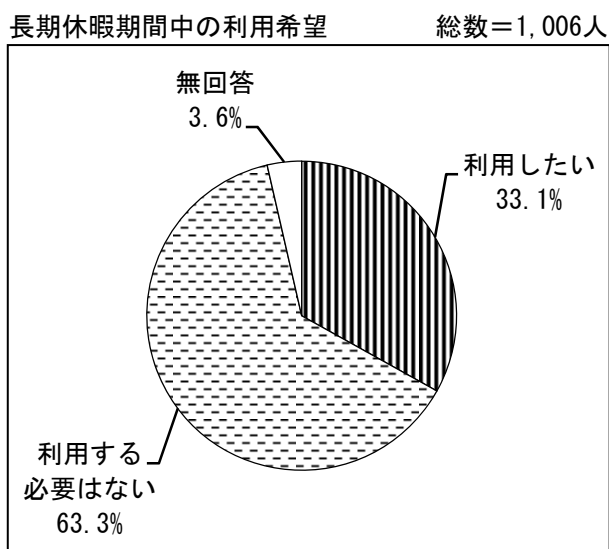
放課後児童クラブの利用希望者（197人）の土曜日の利用希望は、「利用したい」が26.4%、「利用する必要はない」が68.0%となっています。

日曜日・祝日では、「利用したい」が12.2%、「利用する必要はない」が80.2%となっています。



④長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望

夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望は、「利用したい」が33.1%、「利用する必要はない」が63.3%となっています。

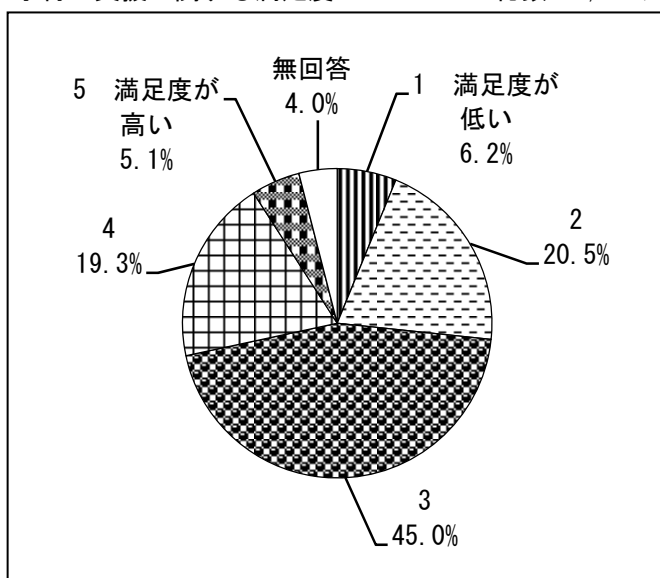


(3) 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援について

①子育ての環境や支援の満足度

地域における子育ての環境や支援の満足度は、回答構成を下表により点数化したところ2.96点となり、就学前児童調査(3.17点)よりもやや低くなっています。

子育て支援に関する満足度 総数=1,006人



■点数化の算出

選択肢	1 満足度が低い	2	3	4	5 満足度が高い	無回答	合計
点数 (a)	1	2	3	4	5	—	
構成比：% (b)	6.2	20.5	45.0	19.3	5.1	4.0	96.1 (d)
(c) = (a) × (b)	6.2	41.0	135.0	77.2	25.5	—	284.9 (e)
					(e) ÷ (d) =		2.96

第3章 計画の基本的な考え方

第1 計画の基本理念

この計画は、神栖市総合計画の将来像である「市民とともにつくる“躍進する中核都市”かみす」を実現するため、福祉・教育のさらなる充実を目指し、施策の大綱である「人を育み、若者をそだてるまちづくり」、「健康で人にやさしいまちづくり」に取り組むものです。

そして、「子どもの最善の利益」が実現される社会となるよう、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障され、良質で適切な内容と水準が保たれる子育て支援に取り組めます。

第2 教育・保育提供区域

1 教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域は、地理的条件や人口などの社会的条件をはじめ、教育・保育の利用状況や施設整備状況等を総合的に勘案して定めるものです。

また、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育事業の量の見込み、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定するとともに、提供体制の確保の内容を示す区域となるものです。

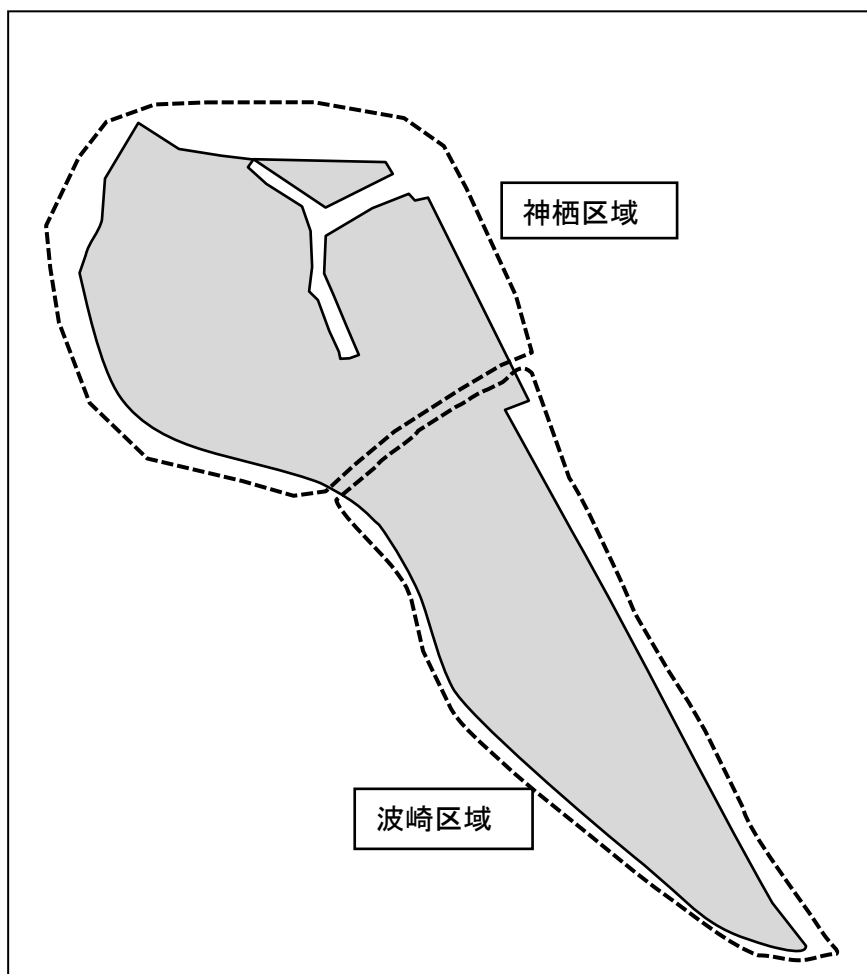
2 教育・保育事業の提供区域

本市は、南北に細長い形状であり、通園時間、通勤等の利便性などから、教育・保育事業の利用は北部の神栖区域、南部の波崎区域のそれぞれの居住区域において、概ね利用されている状況です。

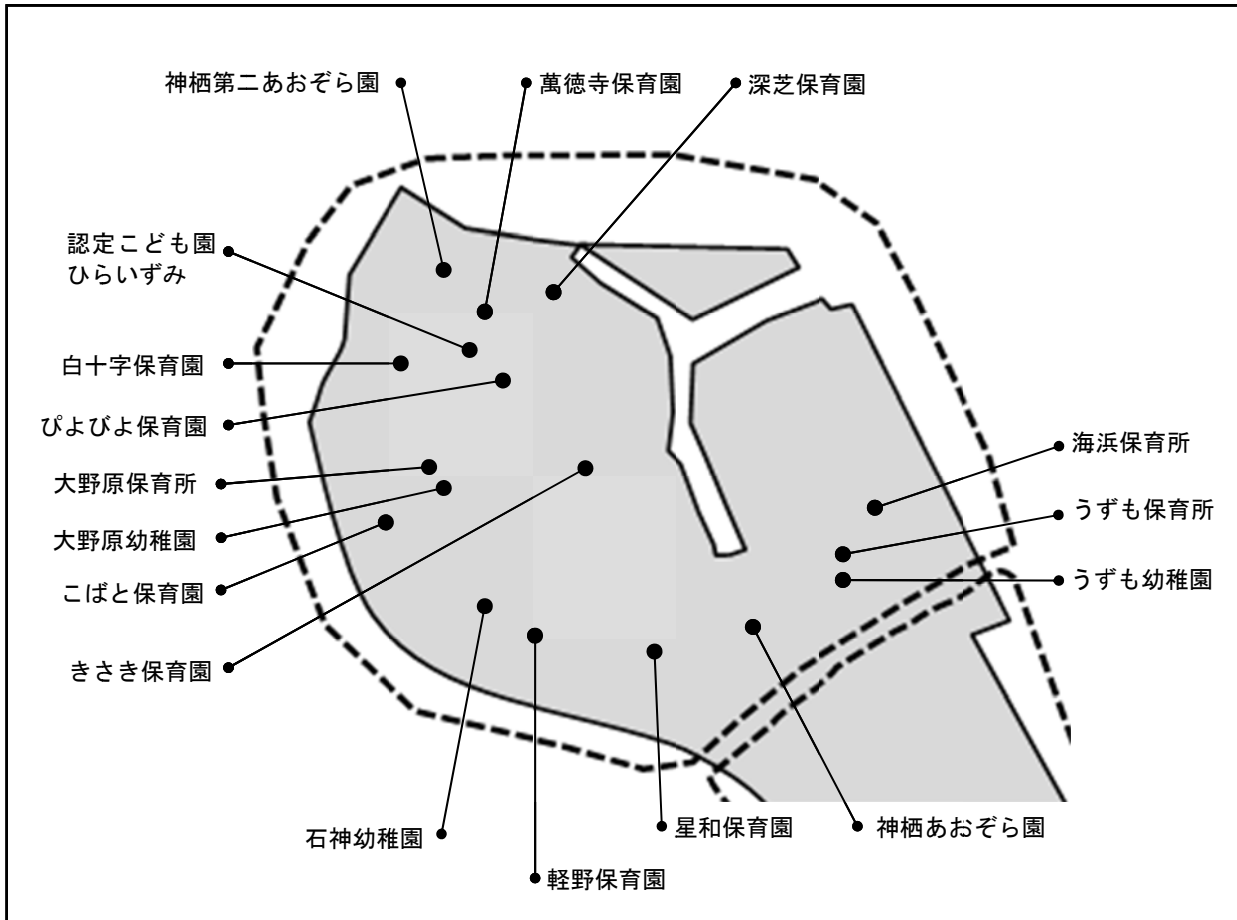
また、年度当初では保育所等の利用の待機児童はほぼ生じていないものの、年度途中において神栖区域で待機児童が発生する傾向にあり、神栖区域、波崎区域において保育ニーズの性格が異なります。

これらのことから、教育・保育事業の提供区域は、地域性を考慮し、「神栖区域」「波崎区域」の2区域を設定します。

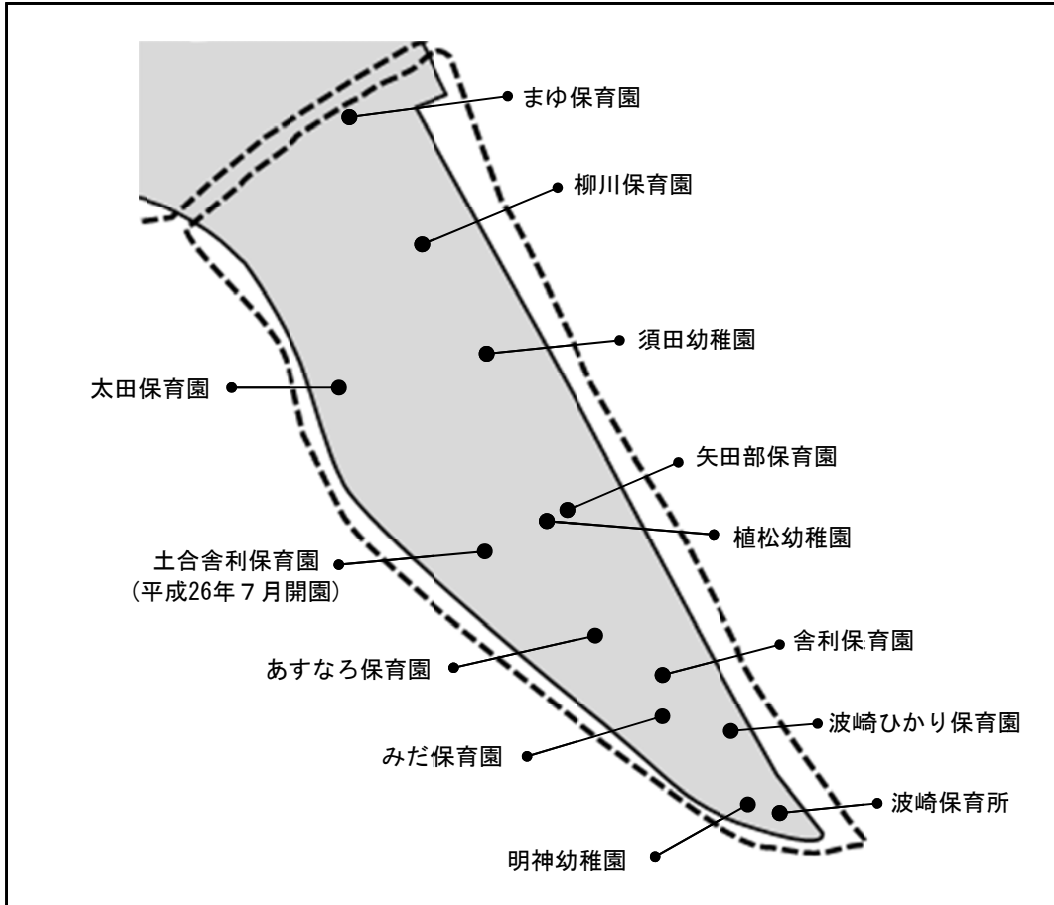
■教育・保育事業の提供区域



■「神栖区域」の認定こども園、幼稚園、保育所



■ 「波崎区域」の認定こども園，幼稚園，保育所



3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

放課後児童クラブは「小学校区単位」、この他の事業については「全市」で1区域とします。

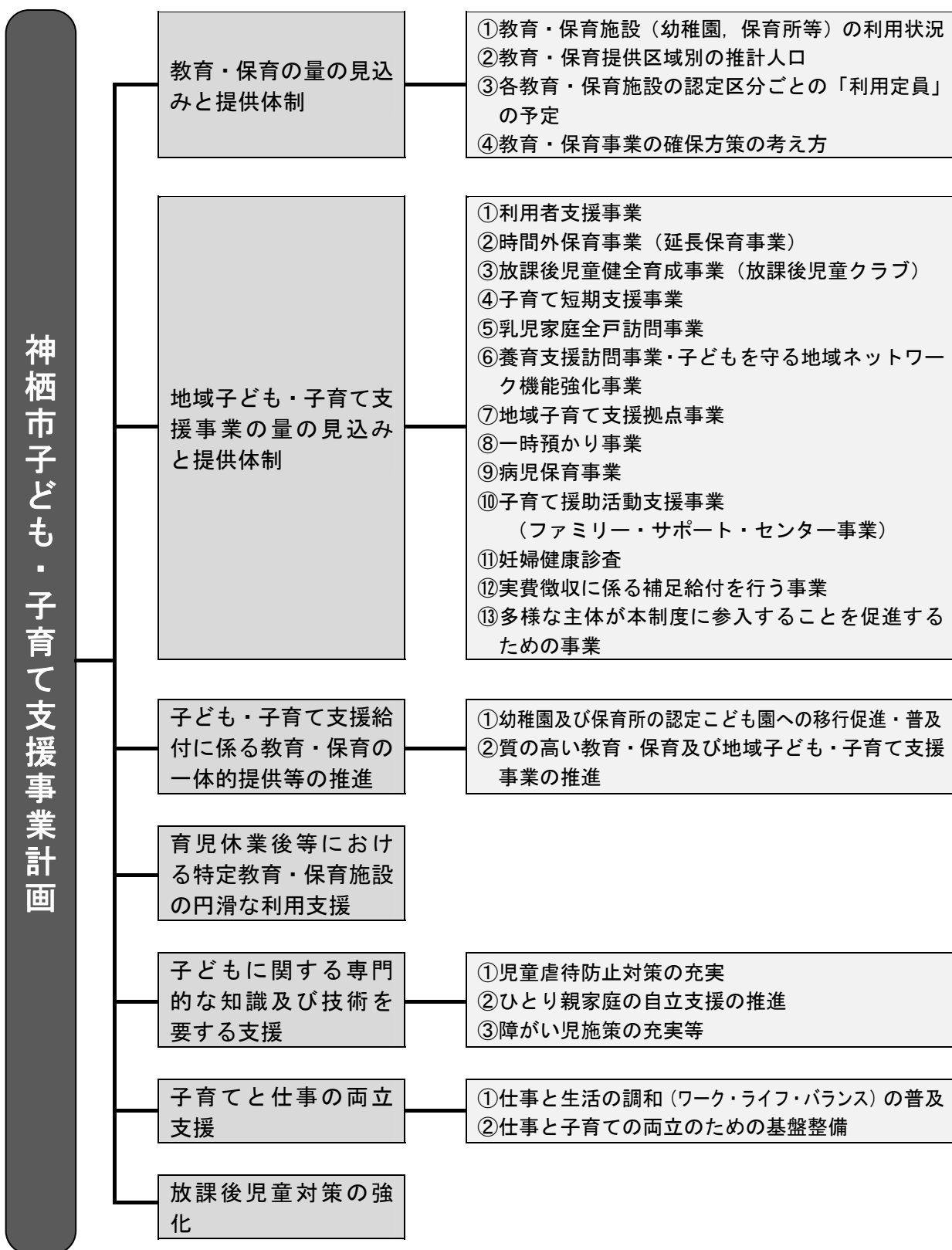
第3 計画の構成

本計画の構成は、次の図のようになります。この中で、教育・保育事業では、就学前児童を対象とした利用希望把握調査において、保護者の就労状況及び今後の就労意向、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況及び利用希望、人口推計結果から、総合的に今後の「量の見込み」を算定し、今後の目標として「利用定員」及び「確保方策」を定めたものです。

また、地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭を支援する事業であり、子ども・子育て支援制度により市が地域の実情に応じて実施するもので、各事業の「量の見込み」及び「確保方策」を定めたものです。



■ 計画の構成



第4章 計画の内容

第1 教育・保育の量の見込みと提供体制

1 教育・保育施設（幼稚園、保育所等）の利用状況

(1) 神栖区域

神栖区域では、幼稚園（認定こども園を含む）の利用は平成22年度以降では700人台で推移していますが、保育所（認定こども園を含む）の利用は平成22年度の1,400人台から平成26年度の1,500人台に増加しています。

また、認可外保育施設、事業所内保育施設の利用は、20人台となっています。

■神栖区域の幼稚園（認定こども園含む）

各年度4月1日現在

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数（施設）	4	4	4	4	4
定員数（人）	880	880	880	880	880
利用者数（人）	774	725	725	761	727
3歳	209	241	233	246	211
4歳	268	220	262	253	264
5歳	297	264	230	262	252

■神栖区域の保育所（認定こども園含む）

各年度4月1日現在

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数（施設）	13	14	14	14	14
定員数（人）	1,360	1,420	1,450	1,520	1,520
利用者数（人）	1,429	1,459	1,475	1,553	1,584
0歳	62	61	53	61	51
1・2歳	452	468	486	512	522
3～5歳	915	930	936	980	1,011

■神栖区域の認可外保育施設, 事業所内保育施設 各年度4月1日現在

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数（施設）	4	4	4
利用者数（人）	28	25	22
0歳	5	5	1
1・2歳	18	14	15
3～5歳	5	6	6

■神栖区域の教育・保育施設 平成26年4月1日現在

区 分		施設名	備 考
幼稚園	公立	うずも幼稚園	
		石神幼稚園	
		大野原幼稚園	
認定こども園	私立	ひらいずみ	幼保連携型
保育所	公立	うずも保育所	
		大野原保育所	
		海浜保育所	
	私立	萬徳寺保育園	
		星和保育園	
		深芝保育園	
		白十字保育園	
		軽野保育園	
		神栖あおぞら園	
		ぴよぴよ保育園	
		きさき保育園	
神栖第二あおぞら園			
こばと保育園			
認可外保育施設		託児園ハイジ	
		チャイルドルームひだまり	
事業所内保育		水戸ヤクルト神栖センター	
		神栖済生会病院	

(2) 波崎区域

波崎区域では、幼稚園の利用は平成22年度の約300人から平成26年度の約200人に減少していますが、保育所の利用は平成22年度以降では1,000人前後で推移しています。

また、認可外保育施設、事業所内保育施設の利用は、平成26年度で5人となっています。

■波崎区域の幼稚園

各年度4月1日現在

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数（施設）	5	4	4	3	3
定員数（人）	570	500	500	400	400
利用者数（人）	307	281	262	239	193
3 歳	77	88	82	61	42
4 歳	109	88	96	86	64
5 歳	121	105	84	92	87

■波崎区域の保育所

各年度4月1日現在

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数（施設）	9	9	9	9	9
定員数（人）	955	1,030	1,030	1,060	1,089
利用者数（人）	974	1,026	1,034	1,012	1,042
0 歳	36	27	28	33	28
1・2 歳	295	333	303	293	328
3～5 歳	643	666	703	686	686

■波崎区域の認可外保育施設, 事業所内保育

各年度4月1日現在

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数 (施設)	2	2	1
利用者数 (人)	19	19	5
0 歳	3	2	3
1・2 歳	11	6	1
3～5 歳	5	11	1

■波崎区域の教育・保育施設

平成26年4月1日現在

区 分		施設名	備 考
幼稚園	公立	明神幼稚園	
		植松幼稚園	
		須田幼稚園	
保育所	公立	波崎保育所	
	私立	柳川保育園	
		波崎ひかり保育園	
		太田保育園	
		矢田部保育園	
		舎利保育園	
		みだ保育園	
		あすなろ保育園	
まゆ保育園			
事業所内保育		マナ育児園	

区 分		施設名	備 考
保育所	私立	土合舎利保育園	平成26年7月開園

2 教育・保育提供区域別の推計人口

(1) 神栖区域

神栖区域の0歳から5歳の人口は、平成22年の3,763人から平成26年の3,565人へと198人(5.3%)減少し、今後の推計においても、平成27年の3,598人から平成31年の3,379人へと219人(6.1%)の減少が見込まれます。

6歳から11歳の人口は、平成22年の3,619人から平成26年の3,555人へと64人(1.8%)減少し、今後の推計においても、平成27年の3,526人から平成31年の3,506人へと20人(0.6%)の減少が見込まれます。

■神栖区域の0歳から11歳人口の推移・推計値

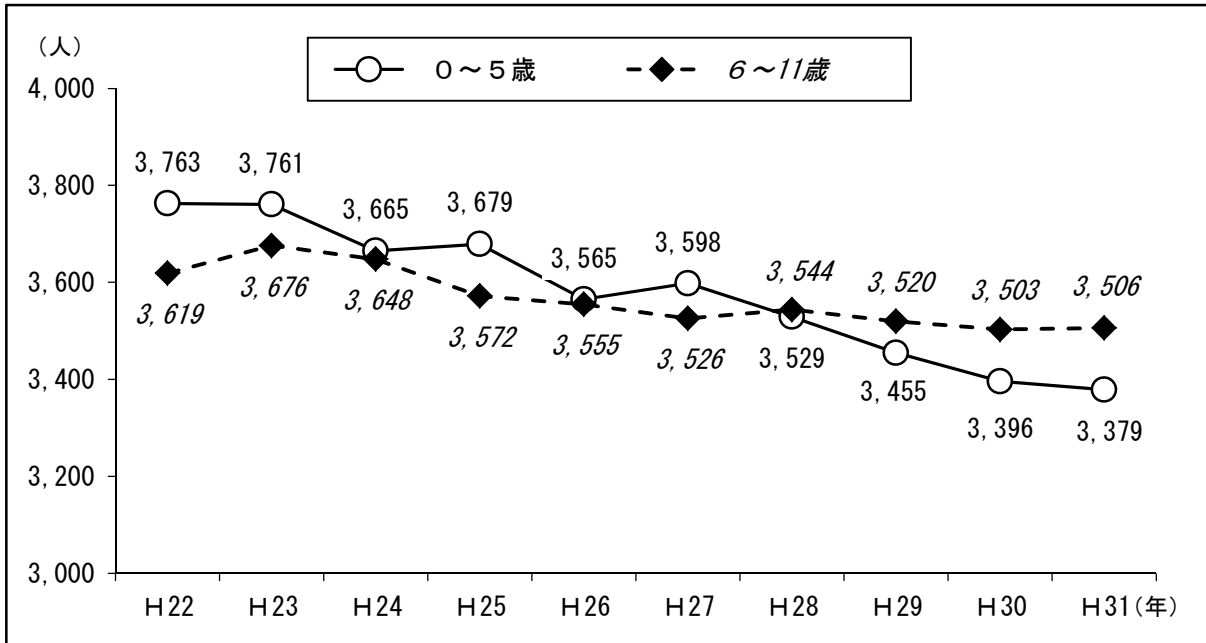
各年4月1日現在

区分	実績値					推計値				
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	657	653	602	563	534	581	572	563	555	547
1歳	629	666	642	618	563	597	587	579	568	560
2歳	653	622	639	642	610	565	592	582	573	563
3歳	560	637	616	630	614	604	556	583	572	564
4歳	626	556	621	617	633	629	599	553	580	570
5歳	638	627	545	609	611	622	623	595	548	575
0-5歳計	3,763	3,761	3,665	3,679	3,565	3,598	3,529	3,455	3,396	3,379
6歳	605	636	605	538	608	605	615	616	590	543
7歳	603	597	633	601	544	597	600	609	610	583
8歳	635	598	590	631	589	529	591	594	605	604
9歳	606	639	601	584	617	597	528	591	594	605
10歳	600	599	625	595	593	623	588	522	584	587
11歳	570	607	594	623	604	575	622	588	520	584
6-11歳計	3,619	3,676	3,648	3,572	3,555	3,526	3,544	3,520	3,503	3,506
0-11歳計	7,382	7,437	7,313	7,251	7,120	7,124	7,073	6,975	6,899	6,885

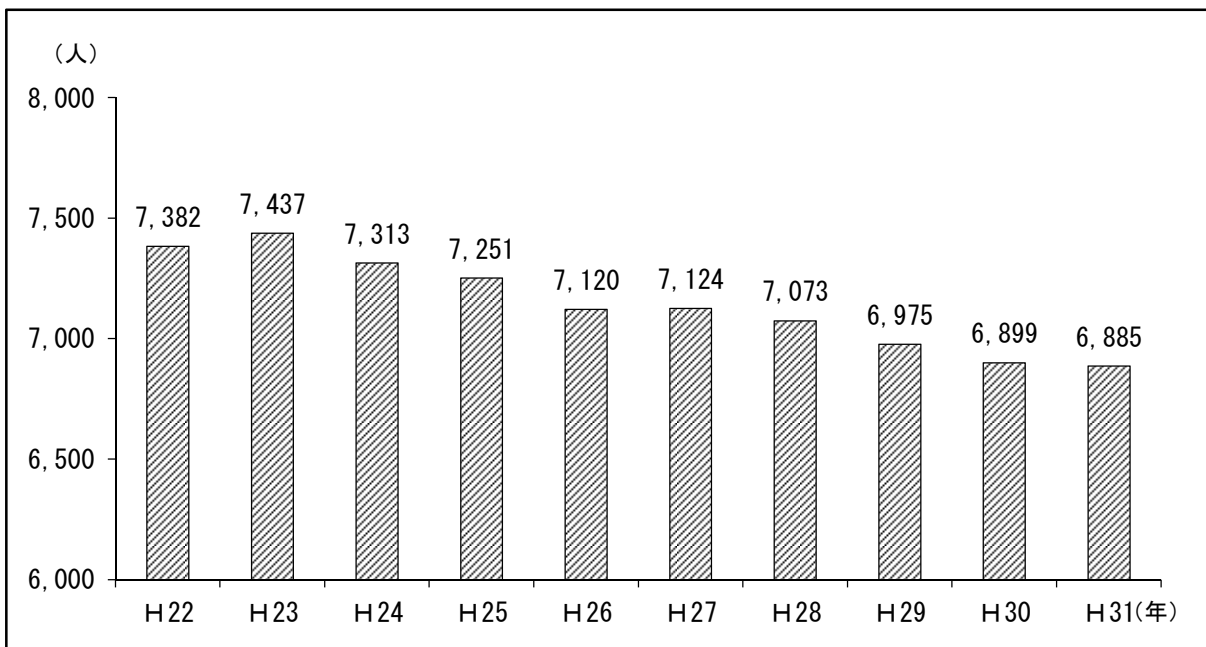
資料：住民基本台帳人口，母の年齢別出生数，平成24年簡易生命表

推計方法：コーホート要因法（同じ年に生まれた集団の出生・死亡，転入・転出による人口変動要因を算出し，それをもとに将来人口を推計する方法）

■神栖区域の0歳から5歳，6歳から11歳人口の推移・推計値 各年4月1日現在



■神栖区域の0歳から11歳人口の推移・推計値 各年4月1日現在



資料：住民基本台帳人口，母の年齢別出生数，平成24年簡易生命表

推計方法：コーホート要因法（同じ年に生まれた集団の出生・死亡，転入・転出による人口変動要因を算出し，それをもとに将来人口を推計する方法）

(2) 波崎区域

波崎区域の0歳から5歳の人口は、平成22年の2,098人から平成26年の1,817人へと281人（13.4%）減少し、今後の推計においても、平成27年の1,745人から平成31年の1,588人へと157人（9.0%）の減少が見込まれます。

6歳から11歳の人口は、平成22年の2,399人から平成26年の2,104人へと295人（12.3%）減少し、今後の推計においても、平成27年の2,005人から平成31年の1,770人へと235人（11.7%）の減少が見込まれます。

■波崎区域の0歳から11歳人口の推移・推計値

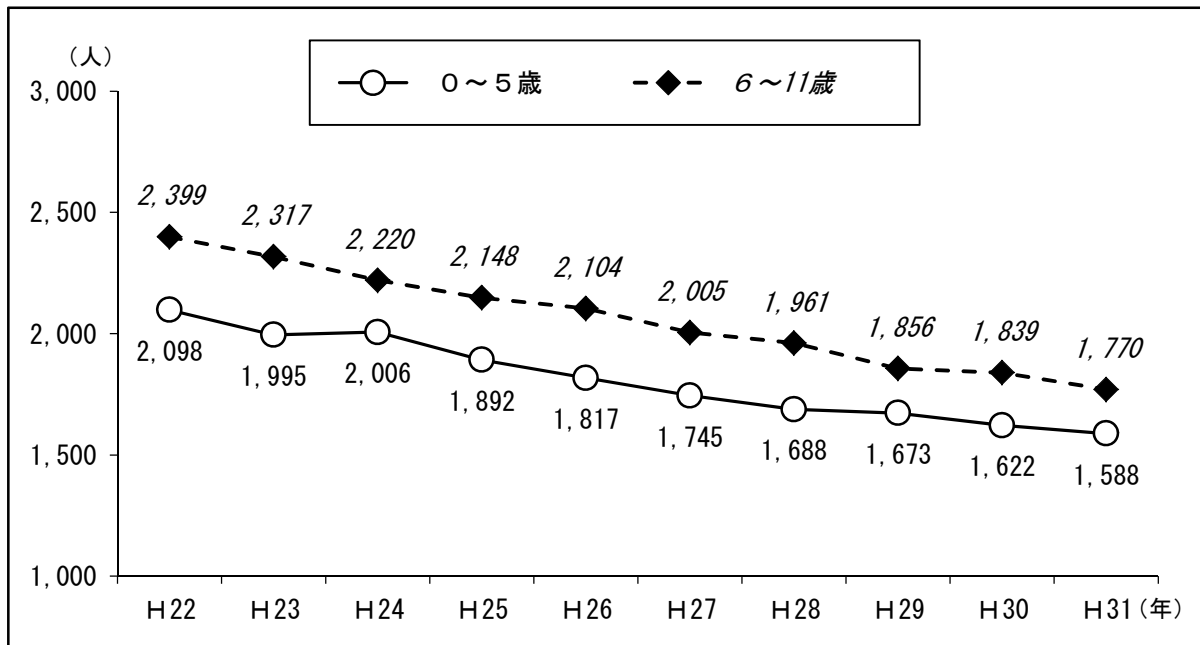
各年4月1日現在

区 分	実 績 値					推 計 値				
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	336	290	312	283	250	277	270	263	260	252
1歳	357	328	293	316	303	290	281	273	267	261
2歳	360	350	333	279	302	283	285	277	270	262
3歳	345	350	354	322	286	304	276	279	271	264
4歳	330	352	361	349	340	274	307	279	281	273
5歳	370	325	353	343	336	317	269	302	273	276
0-5歳計	2,098	1,995	2,006	1,892	1,817	1,745	1,688	1,673	1,622	1,588
6歳	356	367	315	334	344	333	307	262	292	264
7歳	409	351	369	307	342	331	332	307	261	292
8歳	402	407	355	367	304	331	332	332	306	260
9歳	386	398	404	346	375	303	328	328	327	303
10歳	416	382	395	400	344	362	302	326	328	326
11歳	430	412	382	394	395	345	360	301	325	325
6-11歳計	2,399	2,317	2,220	2,148	2,104	2,005	1,961	1,856	1,839	1,770
0-11歳計	4,497	4,312	4,226	4,040	3,921	3,750	3,649	3,529	3,461	3,358

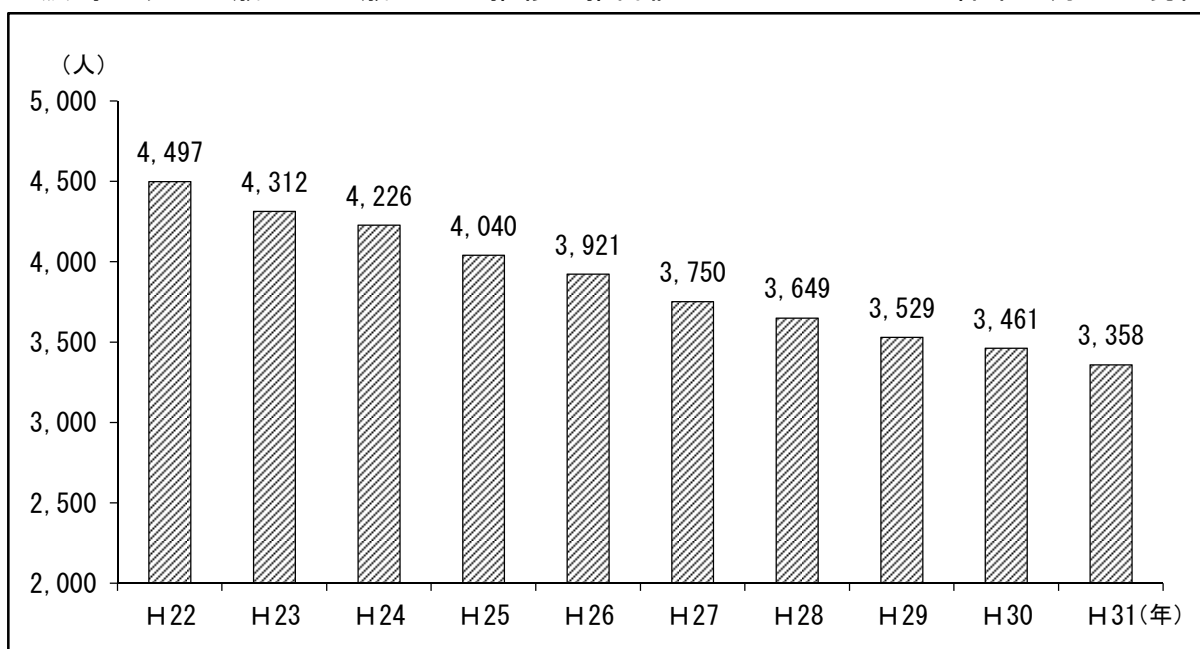
資料：住民基本台帳人口，母の年齢別出生数，平成24年簡易生命表

推計方法：コーホート要因法（同じ年に生まれた集団の出生・死亡，転入・転出による人口変動要因を算出し，それをもとに将来人口を推計する方法）

■波崎区域の0歳から5歳，6歳から11歳人口の推移・推計値 各年4月1日現在



■波崎区域の0歳から11歳人口の推移・推計値 各年4月1日現在



資料：住民基本台帳人口，母の年齢別出生数，平成24年簡易生命表

推計方法：コーホート要因法（同じ年に生まれた集団の出生・死亡，転入・転出による人口変動要因を算出し，それをもとに将来人口を推計する方法）

3 各教育・保育施設の認定区分ごとの「利用定員」の予定

次の「(1) 神栖区域」「(2) 波崎区域」の教育・保育施設の「利用定員」の合計値と「量の見込み」の関係において、表中の「差」は「利用定員」－「量の見込み」の値であり、マイナスは不足（今後確保すべき数）を表しています。

(1) 神栖区域

1号認定（3～5歳，教育のみ）では、「利用定員」に余裕が見込まれます。

2号認定（3～5歳，保育の必要性あり），3号認定（保育の必要性あり）の1～2歳及び0歳では「利用定員」の不足が見込まれるため，平成29年度までに「量の見込み」に対応できる「利用定員」の確保を目指します。

■神栖区域の各教育・保育施設の「利用定員」の合計値と「量の見込み」の関係

認定区分	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号 3～5歳	量の見込み	559	535	521	512	515
	利用定員	886	889	889	889	899
	差	327	354	368	377	384
2号 3～5歳	量の見込み	1,231	1,180	1,148	1,128	1,134
	利用定員	1,031	1,031	1,031	1,031	1,021
	増加		60	117	117	117
	計		1,091	1,148	1,148	1,138
差	-200	-89	0	20	4	
3号 1・2歳	量の見込み	728	738	727	715	703
	利用定員	480	480	480	480	480
	増加		120	247	247	247
	計		600	727	727	727
差	-248	-138	0	12	24	
3号 0歳	量の見込み	137	134	132	130	129
	利用定員	113	113	113	113	113
	増加		10	19	19	19
	計		123	132	132	132
差	-24	-11	0	2	3	

(2) 波崎区域

1号認定（3～5歳，教育のみ），2号認定（3～5歳，保育の必要性あり），3号認定（保育の必要性あり）の0歳では，「利用定員」に余裕が見込まれます。

3号認定（保育の必要性あり）の1～2歳では「利用定員」の不足が見込まれるため，平成29年度までに「量の見込み」に対応できる「利用定員」の確保を目指します。

■波崎区域の各教育・保育施設の「利用定員」の合計値と「量の見込み」の関係

認定区分	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号 3～5歳	量の見込み	269	257	259	248	245
	利用定員	400	340	340	340	370
	差	131	83	81	92	125
2号 3～5歳	量の見込み	549	565	571	548	540
	利用定員	770	730	730	730	700
	差	221	165	159	182	160
3号 1・2歳	量の見込み	359	355	345	336	328
	利用定員	329	329	329	329	329
	増加		8	16	16	16
	計		337	345	345	345
	差	-30	-18	0	9	17
3号 0歳	量の見込み	65	63	62	61	59
	利用定員	66	66	66	66	66
	差	1	3	4	5	7

4 教育・保育事業の確保方策の考え方

平成29年度までに「量の見込み」に対応できる「利用定員」を確保するため、次の確保方策を取り組みの方針とします。

《（１）神栖区域 （２）波崎区域 共通》

■確保方策の内容

区 分	内 容
①認可外保育施設 神栖区域：2施設 波崎区域：0施設	○「地域型保育給付」を受ける（「利用定員」に加えられる）施設となるか確認し、移行を働きかけます。
②既存の認定こども園，幼稚園，保育所	○「利用定員」の拡大について働きかけるとともに，認定こども園への移行を促進します。
③事業所内保育施設 神栖区域：2施設 波崎区域：1施設	○「地域型保育給付」を受ける（地域枠を設け「利用定員」に加えられる）施設となるか確認し，移行を働きかけます。
④小規模保育事業，家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業	○「地域型保育給付」として事業の普及を図り，民間事業者等の参入を促進します。

第2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援制度により市町村が地域の
実情に応じて実施するもので、全ての子育て家庭を支援する事業です。

●地域子ども・子育て支援事業●

- 1 利用者支援事業
- 2 時間外保育事業（延長保育事業）
- 3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 4 子育て短期支援事業
- 5 乳児家庭全戸訪問事業
- 6 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 7 地域子育て支援拠点事業
- 8 一時預かり事業
- 9 病児保育事業
- 10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 11 妊婦健康診査
- 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

1 利用者支援事業

【事業概要】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【実績】

平成26年度において未実施。

【確保方策】

他の自治体の先行事例を参考に、子育て支援のコーディネーターを養成し、地域における多様な子育て支援サービスの紹介を行ったり、子育てに関する相談を受ける業務を行います。

神栖地区・波崎地区のそれぞれの地域において、親子が集まりやすい児童館や子育て支援センターなどを利用し、実施します。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所（か所）	2	2	2	2	2



2 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【実績】

平成26年度において、認定こども園、保育所の22施設で実施しています。

【量の見込み】

利用者数は、就学前児童への利用希望把握調査から、恒常的に18時00分以降の利用が見込まれる利用者数（実人数）です。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数（人）	334	326	321	314	311

【確保方策】

認定こども園、保育所の22施設で実施し、「量の見込み」に対応できると見込まれます。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施施設数（施設）	22	22	22	22	22

3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室，児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【実績】

各小学校区の1年生から3年生の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の定員数，利用者数は、次のようになっています。

■小学校1年生から3年生の利用状況 各年度4月1日現在 単位：人

小学校区	定員数	利用者数		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
息栖小	60	61	70	75
深芝小	60	65	75	86
大野原小	35	46	45	52
大野原西小	35	41	40	44
軽野小	35	41	47	45
横瀬小	50	61	61	69
軽野東小	35	43	48	48
太田小	30	32	36	34
柳川小	30	21	21	19
矢田部小	30	16	13	16
須田小	35	35	35	40
土合小	35	26	34	38
植松小	60	75	78	103
波崎西小	30	33	40	41
波崎小	70	51	51	55
計	630	647	694	765

【量の見込み】

就学児童への利用希望把握調査における放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用意向及び人口推計結果から、小学校低学年（1～3年生）及び高学年（4～6年生）の「量の見込み」は次のようになります。

■小学校低学年（1～3年生）、高学年（4～6年生）の見込み 単位：人

小学校区	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
息栖小	低学年	104	106	104	101	97
	高学年	11	11	11	11	11
	計	115	117	115	112	108
深芝小	低学年	93	95	93	91	87
	高学年	10	10	10	10	10
	計	103	105	103	101	97
大野原小	低学年	69	70	69	67	64
	高学年	8	8	8	8	8
	計	77	78	77	75	72
大野原西小	低学年	63	64	63	62	59
	高学年	7	7	7	7	7
	計	70	71	70	69	66
軽野小	低学年	56	58	56	55	53
	高学年	7	7	7	7	7
	計	63	65	63	62	60
横瀬小	低学年	89	91	89	87	83
	高学年	9	9	8	9	9
	計	98	100	97	96	92
軽野東小	低学年	48	49	48	47	45
	高学年	6	5	5	5	5
	計	54	54	53	52	50
太田小	低学年	29	30	29	29	27
	高学年	3	3	3	3	3
	計	32	33	32	32	30

単位：人

小学校区	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
柳川小	低学年	16	16	16	16	15
	高学年	3	3	3	3	3
	計	19	19	19	19	18
矢田部小	低学年	14	15	14	14	13
	高学年	2	2	2	2	2
	計	16	17	16	16	15
須田小	低学年	41	42	41	40	39
	高学年	4	4	4	4	4
	計	45	46	45	44	43
土合小	低学年	36	37	36	35	34
	高学年	4	4	4	4	4
	計	40	41	40	39	38
植松小	低学年	82	83	82	80	76
	高学年	11	11	11	11	11
	計	93	94	93	91	87
波崎西小	低学年	35	36	35	35	33
	高学年	4	4	4	4	4
	計	39	40	39	39	37
波崎小	低学年	38	39	38	37	36
	高学年	5	5	5	5	5
	計	43	44	43	42	41
計	低学年	813	831	813	796	761
	高学年	94	93	92	93	93
	計	907	924	905	889	854

【確保方策】

利用希望者が増えている小学校区については、定員増加への整備を図るとともに、新制度における基準である1クラスあたりの児童の数をおおむね40人以下とするための整備も併せて行います。

■小学校区ごとの量の見込み（1年生～6年生）、定員数、クラス数

小学校区	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
息栖小	量の見込み(人)	115	117	115	112	108
	定員数(人)	120	120	120	120	120
	クラス数(クラス)	3	3	3	3	3
深芝小	量の見込み(人)	103	105	103	101	97
	定員数(人)	105	105	105	105	105
	クラス数(クラス)	3	3	3	3	3
大野原小	量の見込み(人)	77	78	77	75	72
	定員数(人)	65	65	65	65	65
	クラス数(クラス)	2	2	2	2	2
大野原西小	量の見込み(人)	70	71	70	69	66
	定員数(人)	75	75	75	75	75
	クラス数(クラス)	2	2	2	2	2
軽野小	量の見込み(人)	63	65	63	62	60
	定員数(人)	70	70	70	70	70
	クラス数(クラス)	2	2	2	2	2
横瀬小	量の見込み(人)	98	100	97	96	92
	定員数(人)	50	85	85	85	85
	クラス数(クラス)	1	2	2	2	2
軽野東小	量の見込み(人)	54	54	53	52	50
	定員数(人)	65	65	65	65	65
	クラス数(クラス)	2	2	2	2	2

小学校区	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
太田小	量の見込み(人)	32	33	32	32	30
	定員数(人)	35	35	35	35	35
	クラス数(クラス)	1	1	1	1	1
柳川小	量の見込み(人)	19	19	19	19	18
	定員数(人)	35	35	35	35	35
	クラス数(クラス)	1	1	1	1	1
矢田部小	量の見込み(人)	16	17	16	16	15
	定員数(人)	35	35	35	35	35
	クラス数(クラス)	1	1	1	1	1
須田小	量の見込み(人)	45	46	45	44	43
	定員数(人)	40	40	40	40	40
	クラス数(クラス)	1	1	1	1	1
土合小	量の見込み(人)	40	41	40	39	38
	定員数(人)	40	75	75	75	75
	クラス数(クラス)	1	2	2	2	2
植松小	量の見込み(人)	93	94	93	91	87
	定員数(人)	120	120	120	120	120
	クラス数(クラス)	4	4	4	4	4
波崎西小	量の見込み(人)	39	40	39	39	37
	定員数(人)	75	75	75	75	75
	クラス数(クラス)	2	2	2	2	2
波崎小	量の見込み(人)	43	44	43	42	41
	定員数(人)	70	70	70	70	70
	クラス数(クラス)	2	2	2	2	2
計	量の見込み(人)	907	924	905	889	854
	定員数(人)	1,000	1,070	1,070	1,070	1,070
	クラス数(クラス)	28	30	30	30	30

4 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

- ・短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
- ・夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

【実績】

延べ利用日数は、平成25年度で21日となっています。

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用日数（日）	20	21	

注）平成24年度から実施

【量の見込み】

利用実績としては、平成24年度に20日、平成25年度に21日となっていますが、就学前児童への利用希望把握調査からの延べ利用日数の算出では、6日となっています。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延べ利用日数（日）	6	6	6	6	6

【確保方策】

児童養護施設等で実施を継続するとともに、近隣に当該事業を実施できる施設がないことから里親等への協力を求めます。

5 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、養育等の支援が必要な家庭に対して適切なサービスを行なう事業です。

【実績】

訪問実人数は、平成25年度で785人となっています。

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問実人数（人）	913	894	910	785	

【量の見込み】

訪問実人数は、推計0歳児数です。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問実人数（人）	858	842	826	815	799

【確保方策】

生後1～2か月の全ての乳児に対し、保健師、助産師、看護師が訪問し、育児に関して個別に相談に応じ、必要な助言を行います。



6 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワークの強化事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク強化事業は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【実績】

養育支援訪問事業は平成24年度から実施しており、平成25年度の訪問実人数は2人となっています。

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問実人数（人）	6	2	

【量の見込み】

平成25年度の実績をもとに、訪問実人数の見込みを2人とします。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問実人数（人）	2	2	2	2	2

【確保方策】

保健師、家庭児童相談員等の関係機関で組織されるケース検討会議において、支援が必要な世帯の把握に努め、児童及びその保護者または妊婦に対する養育支援を行います。

また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、子どもを守る地域ネットワークの強化事業により、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化、ネットワーク機関間の連携強化を図ります。

7 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【実績】

平成26年度において、保育所（認定こども園を含む）の10施設で実施しています。

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施施設数（施設）	10	10	10
延べ利用者数（人）	8,971	8,666	

【量の見込み】

延べ利用者数は、0歳から2歳児を対象として算出しています。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施施設数（施設）	10	10	10	10	10
延べ利用者数（人）	13,264	13,233	12,978	12,752	12,507

【確保方策】

保育所（認定こども園を含む）10施設において実施し、「量の見込み」に対応できると見込まれます。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施施設数（施設）	10	10	10	10	10

8 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

(1) 幼稚園（認定こども園を含む）における在園児対象預かり保育，2号認定相当による定期的な利用

【実績】

平成25年度では7施設で実施し、延べ利用日数は8,074日となっています。

【量の見込み】

幼稚園の在園児対象預かり保育は、幼稚園（認定こども園を含む）利用希望児童のうち、不定期（一時的）に預かり保育の利用を希望する延べ利用日数です。

2号認定相当による定期的な利用は、幼稚園（認定こども園を含む）利用希望児童のうち、保護者がともに就労（2号認定相当）し定期的に預かり保育の利用を希望する延べ利用日数です。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園の在園児対象預かり保育延べ利用日数（日）	1,214	1,161	1,144	1,115	1,113
2号認定相当による定期的な延べ利用日数（日）	50,721	48,508	47,788	46,571	46,516

【確保方策】

幼稚園（認定こども園を含む）において実施します。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施施設数（施設）	8	9	9	9	12

(2) 在園児以外の保育所（認定こども園を含む）、ファミリー・サポート・センターの利用

【実績】

平成25年度では、保育所（認定こども園を含む）23施設で実施し、延べ利用日数は1,197人日、ファミリー・サポート・センターでは923人日となっています。

【量の見込み】

保育所（認定こども園を含む）の利用は、在園児以外で不定期（一時的）に預かり保育の利用を希望する延べ利用日数です。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育所（認定こども園を含む）の延べ利用日数（日）※	5,606	5,497	5,400	5,288	5,224
ファミリー・サポート・センターの延べ利用日数（日）	902	887	868	858	843
計（日）	6,508	6,384	6,268	6,146	6,067

※就学前児童の利用希望把握調査において、保育所等利用希望者を除いて算出

【確保方策】

保育所（認定こども園を含む）の23施設、ファミリー・サポート・センター（本部1、支部1）で実施します。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認定こども園、保育所での実施施設数（施設）	23	23	23	23	23
ファミリー・サポート・センター	本部1 支部1	本部1 支部1	本部1 支部1	本部1 支部1	本部1 支部1

9 病児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【実績】

「実績」は、体調不良児保育及び病後児保育です。

平成25年度では、3施設で実施し延べ利用日数は615日ですが、うち1施設は自園利用者のみを対象としています。

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施施設数（施設）	2	2	2	2	2
延べ利用日数（日）	209	485	451	544	

【量の見込み】

延べ利用日数は、就学前児童の利用希望把握調査において、病児保育の利用希望により算出しています。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延べ利用日数（日）	6,744	6,585	6,473	6,334	6,270

【確保方策】

市内の2施設の受け入れ人数の増加を図るとともに、各保育施設における病児保育の実施体制の整備を促進します。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施施設数（施設）	2	2	2	2	2

10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実績】

延べ利用日数は、ファミリー・サポート・センター本部1か所、支部1か所の合計で、平成25年度では444日です。

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用日数（日）	189	245	303	444	

【量の見込み】

延べ利用日数は、就学児の利用希望把握調査におけるファミリー・サポート・センターの利用希望により算出しています。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延べ利用日数（日）	437	431	425	418	418

【確保方策】

ファミリー・サポート・センターの本部1か所、支部1か所の合計2か所で実施します。

また、市民への事業の周知を図るとともに、提供会員としての参加協力を促進します。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ファミリー・サポート・センター	本部1 支部1	本部1 支部1	本部1 支部1	本部1 支部1	本部1 支部1

11 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。妊婦健康診査の回数は年14回です。

【実績】

妊娠届出数は、平成25年度では895人となっています。

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
妊娠届出数（人）	988	942	912	895	
受診票交付件数（件）	14,407	13,960	13,122	13,206	
延べ受診者数（人）	11,670	10,941	10,287	10,308	
受診率（％）	81.0	78.4	78.4	78.1	

【量の見込み】

妊娠届出数は、推計0歳児数です。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
妊娠届出数（人）	858	842	826	815	799

【確保方策】

妊婦・乳児の健康管理に必要な定期健康診査にかかる費用を助成し、妊婦及び乳児の保護者の経済的負担の軽減を図り、また、妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図ることで、医療機関受診を促進します。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

特定教育・保育施設等と連携し、対象となる世帯の把握に努め、助成を行うことを検討します。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【確保方策】

今後の供給体制整備の必要性に応じて、事業の実施を検討します。



第3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進

1 幼稚園及び保育所の認定こども園への移行促進・普及

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に利用できる施設であることから、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に努めるとともに、認定こども園の普及を図ります。

また、幼稚園教諭と保育士への合同研修等に努めます。

2 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

乳幼児期の発達は連続性を有し、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業者等との相互の連携を図ります。

また、認定こども園、幼稚園及び保育所等と小学校などとの連携を図ります。

第4 育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて特定教育・保育施設等を利用できるようにするため、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、計画的な特定教育・保育施設等の整備に努めます。

第5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

1 児童虐待防止対策の充実

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、児童相談所などの関係機関との連携強化を図ります。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭に対しては、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策など、総合的な自立支援に努めます。

3 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・治療を推進するため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を進めます。

また、保健、医療、福祉、教育等の連携により、在宅生活や就学支援の体制整備に努めるとともに、児童発達支援センターの整備を図ります。

さらに、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、一人ひとりの希望に応じた適切な支援に努めます。



第6 子育てと仕事の両立支援

1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及

仕事と生活の調和の実現に向け、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成が図られるよう、普及・啓発に努めます。

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業、病児・病後児保育事業の充実、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の促進等により、多様な働き方に対応した子育て支援に努めます。

第7 放課後児童対策の強化

国による「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に行うための整備等に取り組み、放課後児童対策の強化を図ります。

■放課後子ども総合プランによる取り組み概要

項目	内容
①放課後子ども総合プランの趣旨・目的	○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めます。
②放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施状況	○放課後児童クラブは15小学校全校で実施していますが、放課後子ども教室を実施している学校はありません。 ○放課後児童クラブを小学校の敷地内で実施しているのは10校、幼稚園の余裕教室で実施しているのは1校、児童館で実施しているのは4校となっています。

項 目	内 容
③放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量(量の見込みと確保方策再掲)	○放課後児童クラブの目標事業量は、平成31年度において15校30クラブ、目標事業量は1,070人とします。
④一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量	○平成31年度までに市内全小学校15か所で実施することを目標とします。
⑤放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画	○平成31年度までに市内全小学校区に整備することを目標とします。
⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施に関する具体的な方策	○放課後児童クラブは仲間と一緒に過ごす遊び場として、放課後子ども教室は自習学習や読書活動を中心に学習の習慣化を図る場として、プログラムの内容・実施日を検討できるよう、学校区毎に打合せの場を設けます。
⑦小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策	○児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域・学校にとって重要な課題であることから、学校施設の活用等について検討していきます。
⑧教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	○現在は、「こども課」が放課後児童クラブ、「教育委員会」が放課後子ども教室を所管しており、今後とも十分に連携を図っていきます。
⑨地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み等	○現在18時00分までの保育時間を、保護者のニーズに合わせ、延長の検討をしていきます。



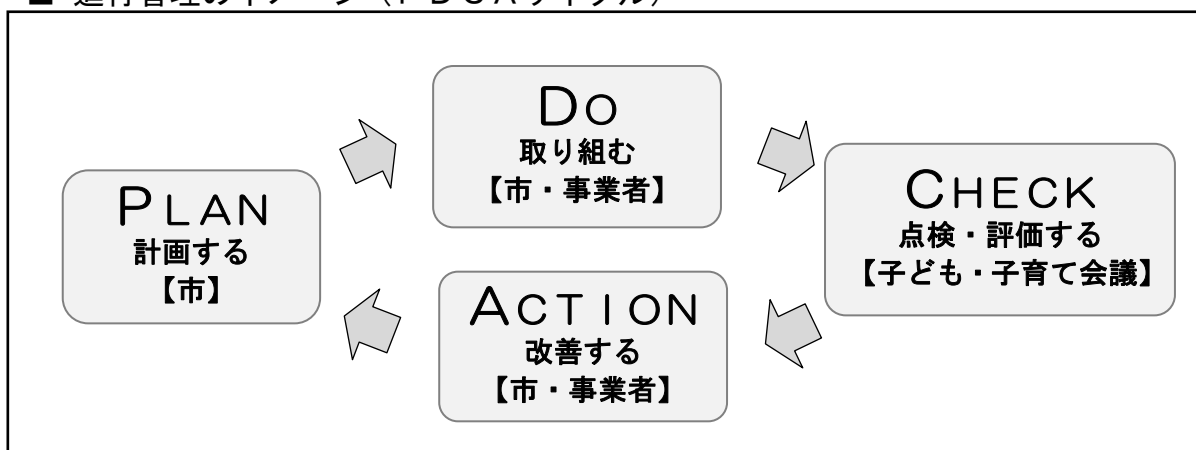
第5章 計画の推進

第1 進行管理

毎年、担当課において計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、市民、有識者、関係団体からなる「神栖市子ども・子育て会議」において、計画の達成状況の点検、評価を行い、次年度への取り組みに反映していきます。

また、市の広報やホームページを活用し、広く市民に公表していきます。

■ 進行管理のイメージ（PDCAサイクル）



第2 子育て支援事業の検討体制

子育て支援に関係する市役所各部署（こども課，健康増進課，教育委員会，幼稚園，保育所，子育て支援センター，放課後児童クラブ，児童館など），認定こども園，ファミリー・サポート・センター，医療機関，民生委員・児童委員等の連携を強化し，子育て支援事業の問題点の検討・改善，新規事業の企画立案を行うなど，子育て支援に関連する事業の推進を図ります。

第3 総合計画との関連項目

「神栖市総合計画」における次の施策については、本計画との整合性を図りながら推進します。

<児童福祉・ひとり親福祉>

○児童福祉

施策	関連内容
民間保育の充実促進	民間保育所への支援による保育環境の充実
保育施設の整備	市民の保育ニーズの把握による保育施設の整備
保育サービスの充実	待機児童の解消 一時保育やショートステイサービスの実施
児童館における子どもの遊び場の確保・活動の充実	施設の特性を活かした活動の充実 地域の遊び場としての環境の整備
学童保育のサービス体制の整備	学童保育のサービス体制の整備
子育て相談・指導・情報提供の充実	家庭相談員の配置 ガイドブック・広報紙・インターネットなどによる広報活動
児童虐待防止体制の整備	関係機関との連携による適切な指導及び支援体制の整備

○ひとり親福祉

施策	関連内容
相談・指導体制の整備	母子自立支援員の配置 関係機関との連携による相談・指導体制の整備 父子家庭への相談・指導体制の強化
経済的支援の充実	母子・父子家庭等への経済的支援の充実 国等による制度の周知
生活基盤確立の支援	保育サービスの提供等による子育てと就労の支援

<幼児教育>

施策	関連内容
子育て支援体制の充実	全ての幼稚園での預かり保育の実施
認定こども園の検討	幼稚園・保育所の機能を持った認定こども園への移行の検討
幼・保・小連携及び接続の促進	幼稚園・保育所・小学校による合同研修 教師、幼児・児童間交流の推進
幼児教育相談の充実	幼児の相談教室「おはなしひろば」による教育支援・相談活動
研修体制の改善と充実	授業研究や各種の研修体制の充実によるより良い指導者の育成

<障害福祉>

施策	関連内容
各種相談・情報提供の充実	特別支援教育連絡会議による各種障害に応じた適切な支援・相談機関の提供
保健・医療対策の推進	各種健康診査による障害の早期発見・早期治療 障害の軽減への取り組み 幼児の相談教室「おはなしひろば」による相談・アドバイス
通所施設サービスの充実	民間施設の誘致 児童発達支援事業所の活用

<保健>

施策	関連内容
健康診査・各種がん検診の充実	妊娠期から乳幼児期までの健康診査の実施
母子健康手帳の活用推進	手帳の活用方法と今後の育児支援の周知 妊婦健康診査の重要性の周知及び費用助成・受診勧奨
乳幼児健康診査・訪問指導・相談等の充実	こんにちは赤ちゃん訪問（乳児全戸家庭訪問事業）、乳幼児健康診査、育児相談事業による疾病の早期発見 乳幼児健康診査未受診者への受診勧奨 訪問指導・相談による育児不安の軽減や育児支援

<医療>

施 策	関 連 内 容
早期発見・早期治療体制の確立	早期に適切な治療・療育が行うための関係機関との連携強化

<勤労者>

施 策	関 連 内 容
労働環境の改善促進	労働環境の向上と安定した労使関係の構築支援による働きやすい環境づくりの促進
就労の支援	国・県等関係機関との連携・協力によるひとり親家庭等の就労支援



資料

第1 策定経過

年 月 日	会 議 等
平成25年 10月～11月	○子ども・子育て支援事業計画策定のための「利用希望把握調査」の実施
平成26年 1月29日	第1回神栖市子ども・子育て会議 (1) 委員長, 副委員長の選出 (2) 子ども・子育て支援新制度の概要について (3) 子ども・子育てをめぐる神栖市の現況について (4) 子ども・子育て支援事業計画策定のための調査結果について
5月27日	第2回神栖市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって (2) 計画策定の区域設定及び教育・保育事業の「量の見込み」について
7月29日	第3回神栖市子ども・子育て会議 (1) 教育・保育事業の「量の見込み」について (2) 教育・保育施設の利用定員, 確保方策について (3) 新制度における条例等の整備について
9月30日	第4回神栖市子ども・子育て会議 (1) 支給認定基準について (2) 利用者負担について (3) 子ども・子育て支援事業計画(素案)について
11月27日	第5回神栖市子ども・子育て会議 (1) 利用者負担額について (2) 子ども・子育て支援事業計画(案)について
平成27年 1月27日	第6回神栖市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画(案)について (2) 「県計画で定める定数」について
2月1日 ～ 3月2日	○子ども・子育て支援事業計画(案)についてのパブリックコメントの実施
3月24日	第7回神栖市子ども・子育て会議 (1) パブリックコメントの結果及び計画の承認について

第2 神栖市子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月27日

神栖市条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、神栖市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 子育て会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

付 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

第3 神栖市子ども・子育て会議委員名簿

(平成26年1月29日から平成28年1月28日まで)

関係機関等		氏名	備考
1	子どもの保護者	やま だ ま き 山 田 ま き	平泉幼稚園保護者会
2		お の ひさ え 小 野 寿 枝	矢田部保育園保護者会 (平成26年3月31日まで)
		あん どう ひろ こ 安 藤 浩 子	矢田部保育園保護者会 (平成26年5月27日から)
3	子ども会育成連合会 代表	◎あ べ とし ひで 阿 部 年 英	
4	P T A 連絡協議会 代表	いし かわ しん や 石 川 伸 也	息栖小 P T A
5	私立幼稚園 代表	いわ ほり ほう りゅう 岩 堀 法 隆	平泉幼稚園
6	私立保育園 代表	さい じょう けん いち 西 條 健 一	矢田部保育園
7	企業 代表	なか むら ひろし 中 村 宏	鹿島共同施設株式会社
8	商工会 代表	いし づ かつ とし 石 津 勝 利	青年部
9	民生委員主任児童委員 代表	み うら ひろ こ 三 浦 弘 子	
10		つか ぐち れい こ 塚 口 礼 子	
11	障害児・者親の会愛育会 代表	わた なべ ひろ こ 渡 邊 博 子	
12	児童館母親クラブ 代表	ふか いし まい こ 深 石 舞 子	平泉児童センター
13		た や と も こ 田 谷 知 子	軽野児童館
14	子育て支援団体 代表	◎ひら しま さち こ 平 島 幸 子	保育サポーター「ひよこ」
15		いし ぼし ち よ 石 橋 千 代	保育サポート「たんぽぽ」
16	小・中学校 代表	いち はら たけし 市 原 武	植松小学校
17		お の ぐち よし まさ 小野口 吉 政	神栖第三中学校
18	教育委員会 代表	の ぐち おさむ 野 口 治	学務課長 (平成26年3月31日まで)
		えん どう ゆう こ 遠 藤 優 子	学務課長 (平成26年5月27日から)
19		きの うち ひで かず 木之内 英 一	教育指導課長
20	福祉事務所	むこう やま かず え 向 山 和 枝	福祉事務所長

注) ◎ : 委員長, ○ : 副委員長

第4 用語説明

行	用語	説明
あ	1号認定子ども	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前子ども。
	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
か	家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、小人数（1人～5人まで）を対象に、きめ細やかな保育を家庭的保育者の居宅等で実施する。
	居宅訪問型保育	住み慣れた居宅（利用する保護者・子どもの居宅）において、1対1を基本とし、きめ細やかな保育を実施する。
	公定価格	「保育の必要量」や「施設の所在する地域」等を勘案して、教育・保育、地域型保育に必要な費用の額を内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額。認定こども園、幼稚園、保育園の保育料は、この公定価格を基に地域の実情等を勘案して保護者の所得に応じて市町村が決定。
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。
	子どもを守るネットワーク強化事業	要保護児童連絡協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業。

行	用語	説明
さ	3号認定子ども	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。
	時間外保育事業（延長保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園・保育所等において、保育を実施する事業。
	事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として、事業所その他さまざまなスペースで、数人～数10人程度で実施する。
	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所の3施設（教育・保育施設）を通じた共通の給付。
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。
	小規模保育	比較的小規模（6人～19人まで）で、多様なスペースで、家庭的保育に近い雰囲気の下で、きめ細やかな保育を実施する。
た	多様な主体の参入促進事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。
	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業に対する給付。
	地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育のこと。児童福祉法において児童福祉施設（7条）として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、さまざまな場所で展開される事業。市町村による認可事業として地域型保育給付の対象となる。
	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

行	用語	説明
	地域子ども・子育て支援事業	<p>全ての子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者への支援として、次の事業がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者支援 2 地域子育て支援拠点事業 3 妊婦健康診査 4 乳児家庭全戸訪問事業 5 養育支援訪問事業（子どもを守るネットワーク機能強化事業） 6 子育て短期支援事業 7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 8 一時預かり事業 9 延長保育事業 10 病児保育事業 11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
	特定支給認定保護者	1号～3号認定子ども（支給認定子ども）の保護者（支給認定保護者）。
	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付の支給対象事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業をいう。
な	2号認定子ども	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。
	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

行	用語	説明
	認定こども園	保護者が働いているいかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行なう機能を併せ持つ施設。
	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
は	病児保育事業	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業。
	保育必要量	月単位とし施設型給付、特例施設型給付、地域型保育給付または特例地域型保育給付を支給する保育の量を保護者の就労状況等に応じて「標準時間(11時間程度)」「短時間(8時間程度)」の2区分に認定するもの。
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
や	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
ら	利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

第5 幼稚園・保育所（認定こども園）等における実施事業一覧

■幼稚園・保育所（認定こども園）等における実施事業

区分	施設名	時間外保育事業	地域子育て支援拠点事業	一時預かり事業		病児保育事業	
				幼稚園（認定こども園含む）	保育所（認定こども園含む）		
幼稚園（認定こども園）	公立	うずも幼稚園			○		
		石神幼稚園			○		
		大野原幼稚園			○		
		明神幼稚園			○		
		植松幼稚園			○		
		須田幼稚園			○		
	私立	平泉幼稚園（認定こども園）			○		
保育所（認定こども園）	公立	うずも保育所	○			○	
		大野原保育所	○			○	
		海浜保育所	○			○	
		波崎保育所	○			○	
	私立	萬徳寺保育園	○	○			○
		星和保育園	○				○
		深芝保育園	○	○			○
		白十字保育園	○				○
		軽野保育園	○	○			○
		平泉保育園（認定こども園）	○	○			○

区 分	施 設 名	時 間 外 保 育 事 業	地 域 子 育 て 支 援 拠 点 事 業	一 時 預 かり 事 業		病 児 保 育 事 業	
				幼 稚 園 (認 定 こ ども 園 含 む)	保 育 所 (認 定 こ ども 園 含 む)		
保 育 所 (認 定 こ ども 園)	私 立	神 栖 あ お ぞ ら 園	○			○	
		ぴ よ ぴ よ 保 育 園	○	○		○	
		き さ き 保 育 園	○	○		○	
		神 栖 第 二 あ お ぞ ら 園	○	○		○	
		こ ば と 保 育 園	○	○		○	
		柳 川 保 育 園				○	
		波 崎 ひ か り 保 育 園	○	○		○	
		太 田 保 育 園	○			○	
		矢 田 部 保 育 園	○			○	
		土 合 舎 利 保 育 園 (平 成 26 年 7 月 開 園) 舎 利 保 育 園 (分 園)	○			○	
		み だ 保 育 園	○			○	
		あ す な ろ 保 育 園	○			○	
	ま ゆ 保 育 園	○	○		○		
	私 立	神 栖 済 生 会 病 院					○
神 栖 市 ファ ミ リ ー ・ サ ポ ー ト ・ セ ン タ ー		本 部				○	
		支 部				○	

第6 幼稚園，認定こども園，保育所，小・中学校，児童館一覧

■幼稚園

区分	施設名	住所
公立	うずも幼稚園	神栖市知手中央5-9-7
	石神幼稚園	神栖市石神773-1
	大野原幼稚園	神栖市大野原中央2-1-22
	明神幼稚園	神栖市波崎8759-4
	植松幼稚園	神栖市土合本町4-9809-3
	須田幼稚園	神栖市須田1301-1

■認定こども園

平成26年7月1日現在

区分	施設名	住所	備考
私立	認定こども園ひらいずみ	神栖市平泉2769	幼保連携型

■保育所

区分	施設名	住所
公立	うずも保育所	神栖市知手中央3-5-16
	大野原保育所	神栖市大野原中央2-2-33
	海浜保育所	神栖市奥野谷6301-2
	波崎保育所	神栖市波崎9298-6
私立	萬徳寺保育園	神栖市平泉2325-1
	星和保育園	神栖市日川903
	深芝保育園	神栖市深芝2503
	白十字保育園	神栖市賀2149-11
	軽野保育園	神栖市知手92-15

区分	施設名	住所
私立	神栖あおぞら園	神栖市知手3255-15
	ぴよぴよ保育園	神栖市神栖3-11-3
	きさき保育園	神栖市木崎2935
	神栖第二あおぞら園	神栖市下幡木742-1
	こばと保育園	神栖市息栖3031-186
	柳川保育園	神栖市柳川1501-2
	波崎ひかり保育園	神栖市波崎6745-1
	太田保育園	神栖市太田402-13
	矢田部保育園	神栖市土合本町4-9809-4
	舎利保育園	神栖市波崎3355
	土合舎利保育園	神栖市矢田部7793-16
	みだ保育園	神栖市波崎5083-7
	あすなろ保育園	神栖市波崎1252-9
	まゆ保育園	神栖市砂山1014-301

■小学校

施設名	住所
息栖小学校	神栖市平泉2780
軽野小学校	神栖市知手2-2
軽野東小学校	神栖市奥野谷5746-2
大野原小学校	神栖市大野原中央2-1-8
横瀬小学校	神栖市横瀬1276-15
大野原西小学校	神栖市大野原5-1-45
深芝小学校	神栖市深芝南3-8
波崎小学校	神栖市波崎8759
波崎西小学校	神栖市波崎5011
矢田部小学校	神栖市矢田部3057
植松小学校	神栖市土合本町4-9809-2
土合小学校	神栖市土合南3-16-36
太田小学校	神栖市太田598-2
須田小学校	神栖市須田1177-13
柳川小学校	神栖市柳川中央1-9-10

■ 中学校

施設名	住所
神栖第一中学校	神栖市知手100-3
神栖第二中学校	神栖市平泉東1-60-1
神栖第三中学校	神栖市知手中央7-1-17
神栖第四中学校	神栖市大野原中央2-8-46
波崎第一中学校	神栖市波崎7070
波崎第二中学校	神栖市矢田部3120
波崎第三中学校	神栖市須田2340-1
波崎第四中学校	神栖市土合北1-8-10

■ 児童館

施設名	住所
平泉児童センター	神栖市平泉2783-3
大野原児童館	神栖市大野原中央3-4-21
うずも児童館	神栖市知手中央3-10-32
軽野児童館	神栖市溝口5821
女性・子どもセンター	神栖市土合本町3-9809-14
波崎西児童館	神栖市波崎5105-1
若松児童館	神栖市太田新町1-1-3

神栖市子ども・子育て支援事業計画

発行／神栖市

発行日／平成27年3月

編集／神栖市健康福祉部福祉事務所子ども課

〒 314-0192 茨城県神栖市溝口4991-5

電 話 0299-90-1206

FAX 0299-90-1031